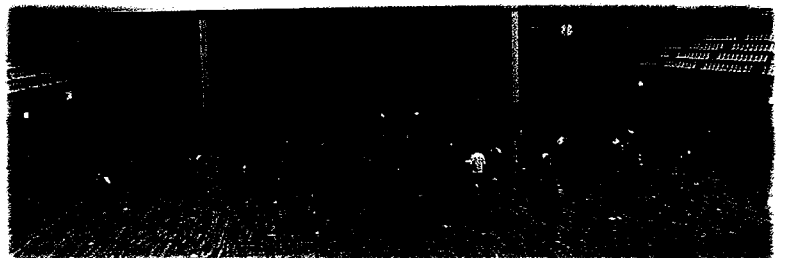
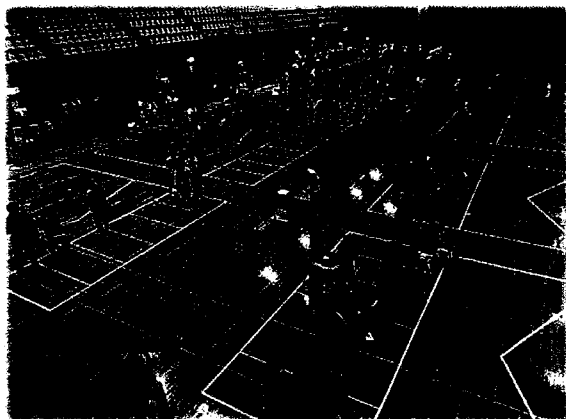


鳥取県立米子産業体育館 管理業務に関する事業計画書

ラストラン ～継承と発展～



令和5年9月13日
公益財団法人鳥取県スポーツ協会

ごあいさつ



林昭男（はやしあきお）

主な略歴

昭和52年 6月	鳥取県 入庁
平成13年 3月	東郷町助役 (現：湯梨浜町)
平成16年 10月	鳥取県教育委員会 事務局次長
平成21年 7月	鳥取県企画部長
平成22年 4月	鳥取県西部総合事務所 所長
平成25年 7月	鳥取県副知事
平成29年 11月	鳥取県信用保証協会 会長
令和3年 11月	当会会長（現在）

公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会長 林 昭 男

当協会は、指定管理者制度が導入される以前から、布勢総合運動公園をはじめとする県立スポーツ施設の管理運営を受託実施してきました。

以来、県民の皆様にご快適なスポーツ空間を提供するため、安心安全を第一に心がけるとともに、お客様のニーズを踏まえながら、利用者サービスの向上に努めてきました。

第4期指定管理期間においては、新型コロナウイルスの影響を受け、利用件数及び利用者数とも当初計画を下回ったものの、感染予防対策を徹底し、お客様に安心して利用していただくよう努めました。

収支については、新型コロナウイルスによる収入減、燃油高及び物価高による支出増に見舞われましたが、省資源、省エネルギーを徹底するとともに、小修繕や清掃等を職員で対応するなどして、経費節減に努め、収支均衡を保つことができました。

次期指定管理期間中には、ねりんピックはばたけ鳥取2024（令和6年）、全国高等学校総合体育大会（令和7年）、全国中学校体育大会（令和8年）、ワールドマスターズゲームズ2027関西（令和9年）などの大規模な大会が本県で開催されます。

県立スポーツ施設はこれらの大会の会場となっており、当協会は、これまで培ってきた経験やノウハウを活かして、指定管理者として主催者をバックアップし、大会の成功に貢献していきたいと考えています。

米子産業体育館は昭和57年の開館以来、40年の長きにわたり西部地区を中心とした本県の産業とスポーツの振興にその役割を果たしてきましたが、米子新体育館整備事業により令和8年度末をもってその役割を新体育館へとバトンを渡すこととなります。

この度の指定管理期間は県立米子産業体育館の閉館までの3年間であり、管理運営のレベルを保ちつつ産業とスポーツの振興に寄与し、地域に愛され親しまれてきた体育館のラストランと考えています。

当協会はスポーツ振興の牽引者の一人として、加盟競技団体と連携して、スポーツ教室の開催や指導者の派遣等にも取り組み、これまで米子産業体育館の管理運営で培った経験とノウハウも駆使し、利用者の方々と一緒になってラストランを駆けぬけていきたいと考えます。

目次

1 管理運営の基本的な考え方	1
(1) 施設設置目的の理解と役割の理解	1
(2) 米子産業体育館の指定管理者を希望する理由	1
(3) 管理運営の方針	11
(4) SDGsへの取組	22
(5) 他の施設の管理実績	25
2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	33
(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組	33
(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針	48
3 施設管理	53
(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方	53
(2) 外部委託の考え方	64
4 料金設定	69
(1) 開館時間の考え方と設定内容	69
(2) 休館日の考え方と設定内容	69
(3) 利用料金の考え方と設定内容	70
(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容	71
5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応	72
(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策	72
(2) 緊急時の体制・対応	84
(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法	95
6 個人情報保護等への対応	97
(1) 個人情報の保護への対応	97
(2) 情報の公開への対応	98
(3) マイナンバーへの対応	101
7 スポーツの普及振興	104
(1) スポーツの普及振興の考え方	104
(2) スポーツの普及振興に係る事業	105
(3) 産業の振興及び事業	120

8 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進	122
(1) 障がい者が利用しやすい施設運営を実現するための取組	122
(2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組	131
9 組織及び職員の配置等	135
(1) 管理運営の組織	135
(2) 職員の職種等	139
(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針...	140
(4) 日常の職員配置	140
(5) 人材育成	143
10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況..	147
(1) コンプライアンス方針・社会的責任への取り組み	148
11 委託、工事請負の発注予定	150
12 法人等の社会的責任の遂行状況	151
(1) 障がい者雇用	151
(2) 男女共同参画推進企業の認定	151
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)	
Ⅰ種又はⅡ種規格認証等	152
(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結	152
(5) あいサポート企業等の認定	153
(6) その他の認定	153
13 その他	155
(1) 管理業務の移行計画	155
(2) その他	155

1 管理運営の基本的な考え方

鳥取県立米子産業体育館(以下「米子産業体育館」という。)が公共の場であることを念頭に、平等な利用を確保しつつ、安全・安心して利用いただける管理運営に努めます。

国の第3期スポーツ基本計画や県の鳥取県スポーツ推進計画(2019-2023)等の主要施策に基づき、新たな時代の流れと社会の変化を踏まえ、さまざまな角度から事業を展開し、いつでもどこでも誰もがスポーツを楽しめる環境を実現するための努力を続けます。

【根拠法令】	鳥取県公の施設における指定管理者の指定管理手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)(指定手続き条例第5条第1号)
--------	---

(1) 施設設置目的の理解と役割の理解

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館設置条例」という。)を遵守します。また、産業体育館設置条例に基づく利用の許可、行為の制限、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用許可の取消し、利用料金の徴収、利用料金の減免について理解し、以下のとおり指定管理者を希望します。また、時代の変化や社会のニーズに柔軟に対応するため、「鳥取県の将来ビジョン」や「鳥取県スポーツ推進計画(2019-2023)」、「とっとりSDGs」、「鳥取県令和新时代創生戦略」、「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」等、具体的な活動や計画の推進に協力し、より良い未来を築くための一翼を担います。

(2) 米子産業体育館の指定管理者を希望する理由

公益財団法人鳥取県スポーツ協会(以下「本会」)は、現指定管理者として、コストを削減しつつ、県民(利用者)のみなさまに「安全」「安心」な空間を提供し、高品質なサービスを提供してきました。

体育施設管理有資格者による施設点検実施・事故防止、迅速な施設補修管理、緊急時対応マニュアルの整備

安全

安心

接遇、競技指導実績、競技成績、低料金での利用、充実した減免制度、スポーツに精通した職員による教室指導、清潔な施設、ゆきとどいた清掃、冷暖房完備の施設

次期指定管理においても、設置目的である産業とスポーツの振興を図る活動を推進することと、スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、県の施策や課題をふまえて、県民にスポーツと健康づくりの場と機会を提供し、笑顔で活力ある生活を送ることができるよう支援を行います。

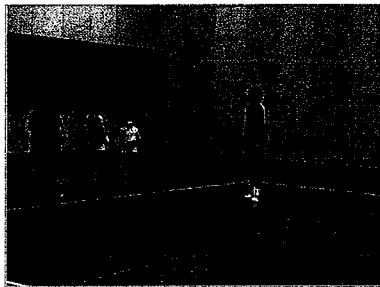
これらは、鳥取県の政策・施策を実現させるための取り組みとも一致しており、本会は、今後も強い使命感をもって施設の管理運営にあたる覚悟です。

また、米子新体育館の整備事業に伴い、現在の米子市民体育館が供用停止する令和6年6



月以降の約3か年間、鳥取県西部地区におけるスポーツ大会等の開催が円滑に行われること、また、これまでのノウハウを新体育館へと引継ぎ、スポーツ振興のさらなる発展に繋げていくことを新たなミッションと考えています。

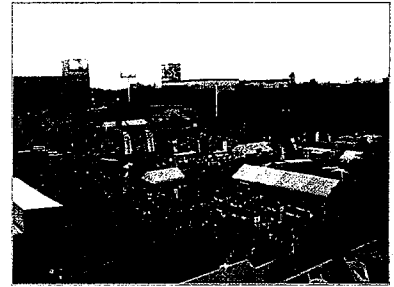
令和6年度以降もこのような理由から、引き続き米子産業体育館の管理運営をさせていただきたく応募します。



将来のスポーツ産業を担う子供たち



産業振興の中心となる施設



地元商工会と連携したケヤキ祭りの開催

鳥取県の政策・施策

- 鳥取県の将来ビジョン「活力あんしん 鳥取県」
- 鳥取県スポーツ推進計画
- SDGs (持続可能な開発目標)
- 鳥取県令和新時代創成戦略
- あいサポート条例
- 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランなど

公益財団法人鳥取県スポーツ協会の目的

- 県内スポーツの競技力向上
- 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 県民のスポーツに対する意識高揚
- 健康で文化的な県民生活の向上と地域産業の発展
- 加盟団体の強化発展
- スポーツ等に関する施設の管理運営

実現するための基本理念の一致

- 観光による「ようこそ、ようこそ鳥取県」の実現 (スポーツツーリズム)
- 活気あふれる海外との交流 (スポーツ交流事業の推進)
- 安全に安心して暮らせる「安全・安心の充実」 (青少年の健全育成)
- スポーツ振興 (スポーツによる地域経済活性化・競技力向上など)
- 高齢者や障がい者などが地域・社会の中で「質の高い生活」を送る (あいサポーターなど)
- 「人財・鳥取」の推進 (スポーツによる運動習慣定着、子どもの基礎体力向上など)
- SDGs達成のための変化改革、DXの活用

① 米子産業体育館のあゆみ

昭和 57 (1982) 年 11 月	財団法人鳥取県福祉事業団が、現在地である旧米子市立米子高等学校の跡地に竣工、管理運営
平成 9 (1997) 年 4 月	施設が鳥取県に移管 名称も鳥取県立米子産業体育館となる
平成 11 (1999) 年 4 月	鳥取県体育協会が管理運営
平成 18 (2006) 年 4 月	第 1 期指定管理者制度民間企業が指定管理者となる
平成 21 (2009) 年 4 月	第 2 期指定管理者制度財団法人鳥取県体育協会が指定管理者となる
平成 24 (2012) 年 4 月	公益財団に移行し公益財団法人鳥取県体育協会となる

平成 26(2014) 年 4 月	第 3 期指定管理者制度公益財団法人鳥取県体育協会が指定管理者となる
平成 31(2019) 年 4 月	第 4 期指定管理者制度公益財団法人鳥取県体育協会が指定管理者となる
令和 2(2020) 年 4 月	公益財団法人鳥取県スポーツ協会へ名称変更

第 2 期指定管理期間以降の米子産業体育館の歩み

実施年	全国大会や大規模イベントなど
平成 23 年 11 月	プロバスケットボールBリーグ(現Bリーグ)開催。
平成 25 年 3 月	バレーボールVプレミアリーグ女子米子大会開催。
平成 26 年 5 月	西日本学生体操選手権大会開催。
平成 27 年 5 月	中国実業団バドミントン選手権大会開催。
平成 27 年 11 月	バレーボールVプレミアリーグ男子米子大会開催。
平成 27 年 12 月	日本女子バスケットボールリーグ(WJBL)米子大会開催。以降 3 年間開催
平成 29 年 12 月	第 69 回全日本社会人ボクシング選手権大会
平成 29 年 12 月	第 16 回全日本女子ボクシング選手権大会
平成 30 年 1 月	バドミントンS/Jリーグ米子大会開催。
平成 30 年 10 月	Bリーグ開催
平成 30 年 12 月	日本女子バスケットボールリーグ(WJBL)米子大会開催。
平成 31 年 4 月	ミヨシ産業開催
令和元年 6 月	米子どてらい市開催
令和元年 8 月	全国高専卓球大会開催
令和元年 9 月	全国ろうあ者体育大会バレーボール競技開催
令和 3 年 2 月	Vリーグ開催(10 月も開催)
令和 3 年 11 月	はつらつまママさんバレーボール大会開催
令和 4 年 2 月	Bリーグ開催
令和 4 年 3 月	日本卓球協会選手選考会
令和 4 年 6 月	米子どてらい市開催
令和 4 年 11 月	Bリーグ開催
令和 5 年 3 月	Wリーグ開催
令和 5 年 5 月	アメリカン・ポップ・ストア開催
令和 5 年 6 月	米子どてらい市開催
	新型コロナワクチン接種会場として提供多数

主な施設内容

大体育館 1, 836平方メートル

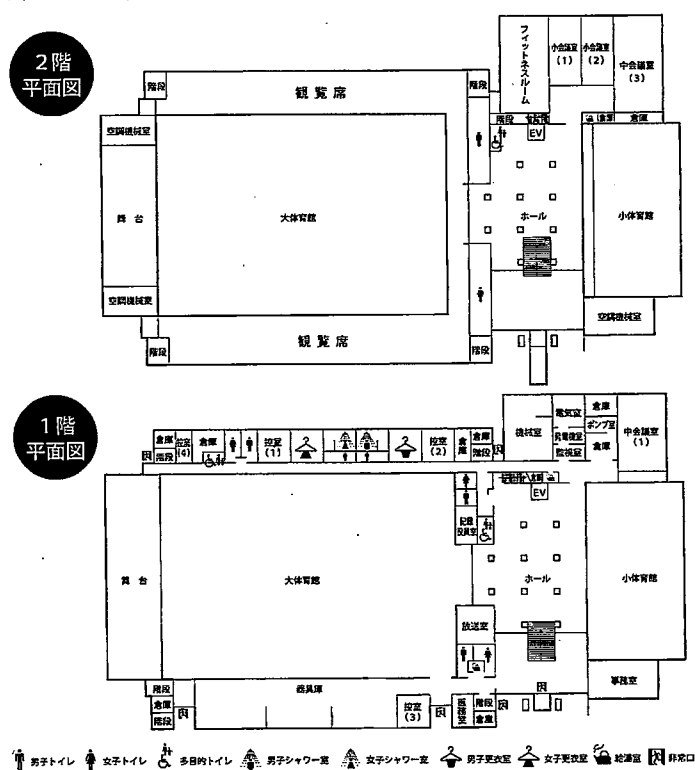
小体育館 493平方メートル

観客席（大体育館） 2,037人（車いす席4席）

種目	大体育館	小体育館
バスケットボール	2面	1面
バレーボール	3面	1面
バドミントン	12面	3面
卓球	15台	4台
ハンドボール	1面	—
テニス	3面	—

会議室	面積	定員
トレーニング室兼中会議室	153平方メートル	100人
トレーニング室兼中会議室	153平方メートル	100人
トレーニング室兼中会議室	153平方メートル	100人
小会議室1	65平方メートル	45人
小会議室2	65平方メートル	45人

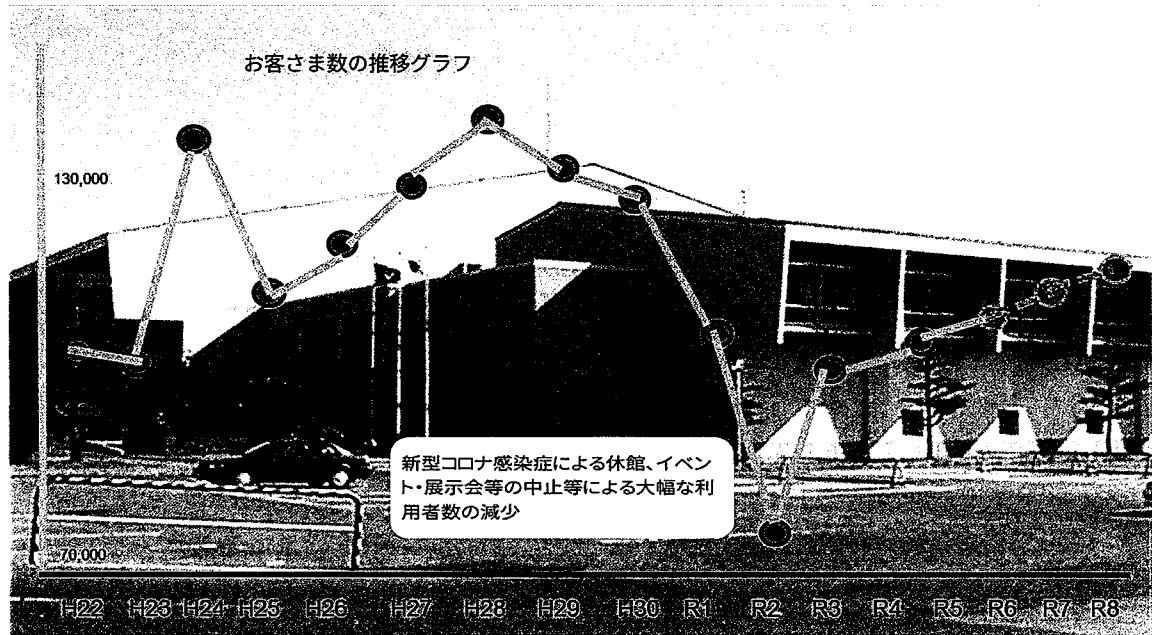
駐車場 乗用車382台（うち、ハートフル駐車場9台）



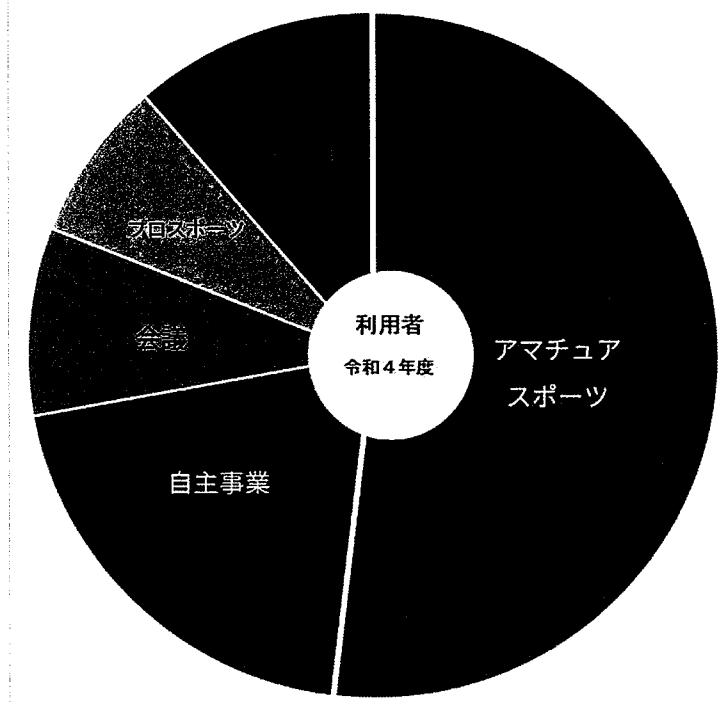
ア 第4期指定管理期間の主な実績

現在の指定管理期間では、新型コロナの影響で臨時休館や利用者数の減少がありました。新しい生活様式や世界情勢の変化、経済の不安要素もあります。

令和4年度から利用は回復傾向にあります。また、不安要素がある中、本会は前例にこだわらず、経験とノウハウを活かし、柔軟に社会変化に対応しながら第4期の指定管理を行ってきました。



米子産業体育館の利用者内訳



イ 4年間で280時間以上の時間外開館に対応

現指定管理期間中に4年間で281回、合計285時間（1日の開館時間は9時から22時までの13時間で、開館日は年末年始の6日間、メンテナンスのための月一回の休館日をのぞいた年347日）の時間外開館・臨時開館を行っています。

現指定管理期間での時間外開館・臨時開館の回数及び延べ開館時間等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	38回	33回	105回	105回
時間	38時間	33時間	105時間	109時間
4年間の合計回数	281回		(1年間平均70回)	
4年間の合計時間	285時間		(1年間平均時間71時間)	
4年間の対応職員数	281人			
※4年間で時間外対応にかかった給与換算	239,974円		※給与換算は鳥取県最低賃金854円で算出 (令和4年10月6日厚生労働省 鳥取労働局ホームページより)	

また、現指定管理期間中に休館日実施した外部委託業務の立ち合い、県工事等によるもの立ち合いは4年間で14回、合計106時間の対応を行いました。

現指定管理期間での外部委託業者への立ち合い、県工事等によるものの立ち合い時間等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	7回	2回	2回	3回
時間	55時間	15時間	14時間	22時間
4年間の合計回数	14回		(1年間平均3回)	
4年間の合計時間	106時間		(1年間平均時間27時間)	
4年間の対応職員数	14人			
※4年間で時間外対応にかかった給与換算	90,524円		※給与換算は鳥取県最低賃金854円で算出 (令和4年10月6日厚生労働省 鳥取労働局ホームページより)	

ウ 新型コロナウイルスへの対応

令和元年度以降、新型コロナの世界的な拡大に伴い、全国的に感染拡大防止のためのガイドラインに基づいた運営が求められました。当館も県からの指示に従い、臨時休館や入館時の対策を徹底しました。マスク着用、手指消毒、検温はもちろん、確認書の記入や使用用具の消毒、換気、3密の回避、利用人数の制限等さまざまな対策を実施しました。

令和元年・2年度は展示会や大会の中止・延期が多く、利用収入及び利用者数が減少しましたが、イベント業者への展示会等の開催要望及び調整を行った結果、コロナ禍前の状況に徐々に戻りつつあります。

さらに、館内では、利用者に安全対策を徹底していただいた結果、クラスターの発生は1件もなく、さらには職員の罹患もなく安心して施設をご利用していただきました。

② 人的資源を活用した管理運営

本会には、米子産業体育館運営開始当初の鳥取県福祉事業団からの職員も在籍しており、維持管理のノウハウが引き継がれています。

また、日本スポーツ協会公認スポーツ指導員を始めとした各種の資格を持った職員が充実しており、県民のスポーツの普及や健康増進の実現に向け、充実した指導・管理運営ができるかと自負しています。



令和4年度 職員派遣実績

第57回鳥取県高等学校総合体育大会に職員を種目運営役員として派遣(水泳競技)

第73回中国五県対抗水泳競技大会に職員を種目運営役員として派遣

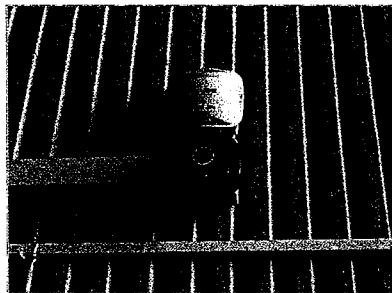
第22回全国障害者スポーツ大会に職員を役員として派遣(6日間)

第23回鳥取県民レクリエーション祭水泳競技に職員を種目運営役員として派遣

令和4年度「水泳指導研修会」に職員を講師として派遣

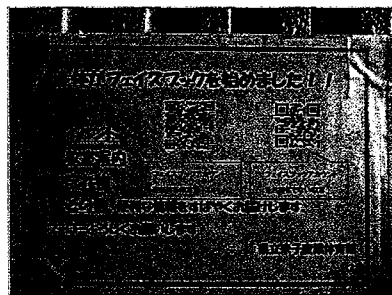
③ 現在の指定管理期間に新たに実施した主な取り組みと導入実績

お客さま視点のサービスの提供



Wi-Fi 環境の整備

- お客さまの利便性向上のため、1階ロビーに設置(平成29年3月)
- 2階小・中会議室に設置(令和元年2月)
- 誰もが気軽に使えるよう利用方法を周知
- メインアリーナ内でも使用できるよう検討中

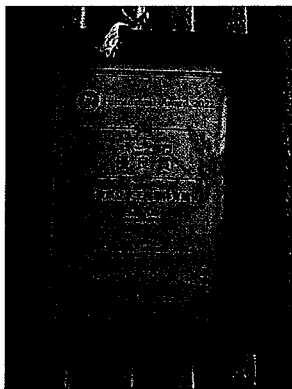


SNS を利用した広報の開始

- イベントや教室等の情報がより早くお客さまに伝わるようフェイスブックページを開設(平成29年2月)
- インスタグラムも開設



安全・安心な施設の提供



熱中症声掛け運動

- お客さまの熱中症を予防する取り組みとして、WBGT計を使っての定期的な測定結果の館内表示
- 環境省と官民一体の取り組み「ひと涼みアワード優良声かけ賞スポーツ部門」の優良賞5年連続受賞



幼児用補助便座の設置や授乳室の確保

- 子育て世代の目線に立ち、安心して利用していただけるよう、幼児用補助便座の設置や授乳スペースの確保と掲示
- 男子トイレにサニタリーボックスを設置（令和4年5月）



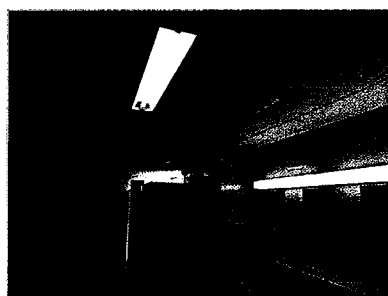
監視カメラの設置

- より安心して施設を利用していただくため日常の巡回に加え、事務所から玄関前、館内ロビーを随時モニタリングできる監視カメラの設置を検討中



ウェブアクセシビリティに対応したホームページへのリニューアル

- ウェブアクセシビリティ方針を策定し、安心、安全な施設利用を促進するためホームページを刷新（平成30年7月）



トイレの人感センサー導入

- 利便性の省エネ、防犯上の観点から人感センサースイッチを導入（1階トイレ、2階トイレ及び女子更衣室）（令和元年2月）

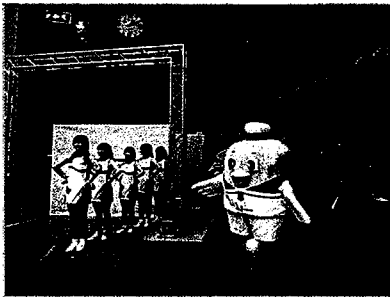
地球環境に優しい施設管理



施設内照明のLED化

- 給湯室（平成27年3月）
- 器具庫照明（平成28年5月）
- 大体育館入口ダウンライト（平成30年3月）
- メインアリーナ（令和元年10月）

関係団体と連携したサービスの提供



- Bリーグ（男子プロバスケットボールリーグの略）の開催
- Wリーグ（バスケットボール女子日本リーグの略）の開催
- Vリーグ（日本バレーボールリーグ機構の略）の開催など

プロスポーツを身近に観戦できるよう関係団体と連携を密にして実施

④ 「鳥取県スポーツ推進計画」の推進

スポーツ推進計画の4つの基本方針に基づいて、青少年の健全育成と生涯スポーツ推進を図っています。

幅広い年齢層を対象とした県民にスポーツ教室を提供し、健康で豊かな活力のある生活を支援していきます。

鳥取県
スポーツ
推進計画

●目指す姿

年齢や性別、障がい等を問わず、誰もがスポーツを楽しめ、人と人がつながり、健康で心豊かな生活を営むことができる、活力あふれる鳥取県

4つの柱

- ① 県民まるごとスポーツ参加
- ② 誰もがスポーツに親しむ環境づくり
- ③ 輝くスポーツ人材の育成
- ④ スポーツによる地域の活性化



⑤ 指定管理者としての業務内容の理解

本会は、指定管理者として、「鳥取県立米子産業体育館管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容を理解し、委託業務の遂行に当たり、「県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくりや米子産業体育館の利用の促進を目指し、もって本県の産業振興、スポーツ振興、障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進及び県民の心身の健全な発展に資する」ことを基本方針とし、仕様書のとおり業務をおこないます。

また、米子産業体育館の施設設備について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うとともに、最良の状態を維持し、お客さまの安全の確保に努めます。

鳥取県立米子産業体育館の主な業務内容

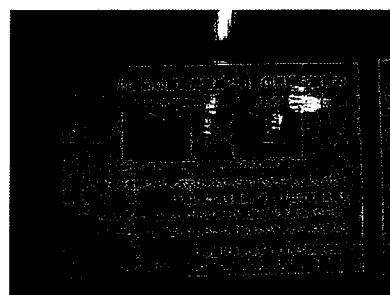
- 1 米子産業体育館の施設設備の維持管理に関する業務
産業体育館設置条例に基づく米子産業体育館の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等）
- 2 米子産業体育館の利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務
- 3 その他施設の管理運営に必要な業務
- 4 スポーツの普及振興
- 5 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

⑤ 今後の管理運営に向けての課題と取組み

ア 第5期指定管理期間の事業展開

米子新体育館整備基本計画により、令和8年度までの管理運営となりますが、その間の期間の大半は米子市民体育館が供用停止となるため、利用者を第一に考えた施設利用及び産業振興のためのイベントや展示会を円滑に開催できる体制づくりをしていきます。

施設をより安全・安心にご利用いただくに当たり、利用者アンケートによるモニタリングや取組実績の分析・検証により、お客さまの要望の多様化や環境、多様な要望への対応などを主な課題としております。



会議室利用促進の案内

主な課題	取り組むべきテーマ
大会開催要望の増加	受付優先基準の見直し
要望の多様化	利用者アンケート等の結果に基づく対応
地球環境への配慮	高効率・省エネ型機器への更新
安全への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者、盗難等における施設の防犯対策 ・外国人来館者や障がい者等に配慮した火災時等の情報伝達

イ 第5期指定管理期間の課題解決に向け、具体的に以下の取り組みについて計画しています。

要望の多様化に対する取り組み

- ・お客さまのニーズに応えることのできる充実したスポーツプログラムの実施
- ・産業振興のため、産業用ドローン（小型無人機）の施設使用について研究
- ・産業振興のため、エレクトロニックスポーツ（e-sports）の施設使用について研究
- ・大会の結果速報などに対応できるよう、館内の有線/無線LAN整備などインターネット環境の拡充を検討（メインアリーナでの拡充を検討中）
- ・決済方法の多様化に対応するため、マルチマネー対応自動販売機の導入を設置業者と検討

- ・決済方法の多様化に対応するため、カード・モバイル決済等について更新を検討
- ・お客さまの要望に応え、アイスクリームの自動販売機を継続設置

地球環境配慮の取り組み

- ・地球環境への配慮として館内の照明LED化など、高効率・省エネ型機器への更新を検討
- ・ペットボトルキャップ、やプルタブの回収

安全への取り組み

- ・防犯対策の強化のため、事務室からモニタリング可能なセキュリティカメラの拡充や透明回収ボックス（空き缶）の導入
- ・最新の情報（館・県内・全国等）を来館者に伝えるデジタルサイネージを導入
- ・公正・公平なサービス提供のための各種マニュアル（業務・接遇・安全管理等）の充実
また、職員の業務効率改善や職員の資質向上のための積極的な研修実施と外部研修への参加

関係団体との連携

- ・2024年 パリオリンピック・パラリンピックに向けて、鳥取県・加盟競技団体等の関係機関と連携

(3) 管理運営の方針

県民の誰もが安心して快適に利用でき、県内のスポーツ振興の拠点となる施設、文化・産業の振興に貢献する施設として、施設の設置目的を十分に認識しながら、鳥取県と連携し、多くの県民の皆様にご利用していただくよう「利用者の満足度が高く、かつ費用対効果の高い、迅速・丁寧な・思いやりのあるおもてなし」を基本理念とし、次の6項目を管理運営の基本方針とします。

基本方針

- ① 施設の設置目的と役割を理解した管理運営
- ② 利用者の声を反映し、利用者目線でのサービス向上と地域に密着した管理運営
- ③ 公平・公正な利用を確保し、安全・安心で快適な施設の提供
- ④ 省エネルギー・省資源・リサイクルなどの環境に配慮した施設管理
- ⑤ 組織・人的資源や管理実績を活かした管理運営による収入の確保とコストの縮減
- ⑥ 本県スポーツの普及・振興や県民の健康増進の推進

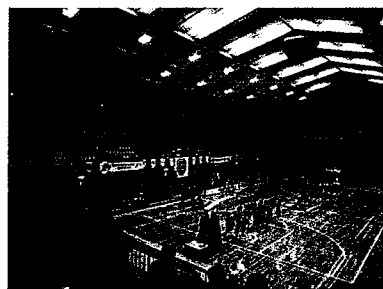
① 施設の設置目的と役割を理解した管理運営

米子産業体育館は、産業体育館設置条例に基づき、集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るために設置されています。

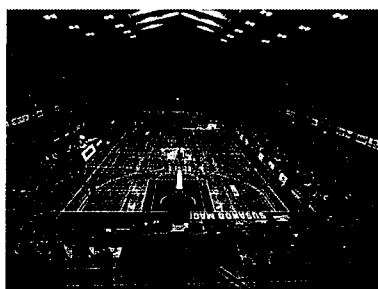
鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）の「スポーツでつむぐ絆と輝く未来、元気いっぱい鳥取県！」を目指し、年齢、性別、障がい等を問わず、誰もがスポーツを楽しめ、人と人がつながり、健康で心豊かな生活を営むことができる、活力あふれる鳥取県の実現に取り組めます。

基本方針1の
取組み

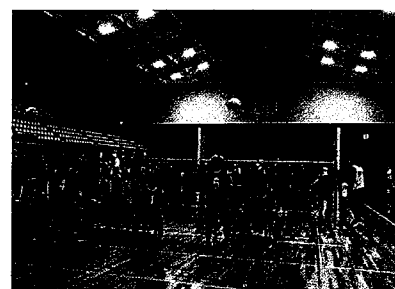
- ① 産業体育設置条例第6条の規定に基づき、適切な利用許可を行います。
- ② 鳥取県スポーツ推進計画の推進、鳥取県の将来ビジョンの推進
- ③ 産業・スポーツの振興
- ④ 年齢、性別、障がいなどを問わず、誰もがスポーツを楽しめる施設の提供



Wリーグ開催



Bリーグ開催



ふうせんバレーボール大会



災害を想定した訓練



不審者対応訓練



マニュアルは必要に応じ更新し、更新日等を適切に管理

ア 誰もが公平に利用できるための条例等の理解

地方自治法第244条第2項及び第3項では、「正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない」、「不当な差別的取扱いをしてはならない」とあります。本会は、地方自治法を含めた関係法令に基づき、適正な利用許可や調整を行い、公平性を確保します。

イ 利用の許可について

本会は、産業体育館設置条例第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、米子産業体育館の利用の許可を行います。

産業体育館設置条例第6条

- 1 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 2 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理運営上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

ウ 利用の制限などについて

本会は、指定管理者として産業体育館設置条例第7条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者又はそのおそれのある者に対して、米子産業体育館への入館を拒み、又は退去を命じます。

産業体育館設置条例第7条

- 1 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- 3 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為。



エ 措置命令

本会は、指定管理者として産業体育館設置条例第8条の規定に基づき、適正な管理をはかるため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じます。

オ 利用許可の取消し

本会は、指定管理者として産業体育館設置条例第9条の規定に基づき、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消します。

産業体育館設置条例9条

- 1 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 前条の命令に従わないとき。
- 3 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- 4 利用許可の条件に違反したとき。
- 5 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- 6 産業体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

カ 施設利用の受付について

施設利用の調整に当たっては、仕様書及び鳥取県立米子産業体育館利用申込マニュアルにしたがって行います。

また、年度利用調整会議については、特に年度当初に開催される催事について、催事開催までの期間が短く、案内発送や準備等に支障が生じるため、新たに利用月の前年同月毎に利用調整をすることを提案します。

施設利用の受付・許可等（仕様書記載）

●年間利用調整会議

当該年度の専用利用をした者を対象に、毎年2月にその翌年度に係る利用の調整会議を行う。

●年間利用調整会議後の受付

1	利用区分	利用区分
	全面利用の場合	年間利用調整会議後随時受付
	一部専用利用の場合	利用日の前月第1火曜日に利用希望者対象に月間利用調整会議を実施
	一般利用の場合	利用日当日

県の使用

- 2 ●県が各種大会等で施設を利用する場合にあっては、1の受付期間前であっても受け付けること。

キ 減免利用の受付について

減免措置や利用料金の受領においても、関係法令の遵守や仕様書にのっとり公平公正に取り扱います。

ク 利用許可の範囲

利用許可の範囲については、産業体育館設置条例に基づき、次表のとおりとします。また、有料施設以外の許可申請及び問い合わせがあった場合は、すみやかに県の所管課に連絡する等、県と綿密に連絡をとりながら許可業務に取り組みます。

鳥取県	<p>●行政財産の目的外使用 指定管理者の業務範囲である利用許可以外の許可（行政財産の目的外使用許可） （鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年4月1日規則第27号）第11条） （例1）電気、水道、ガス事業者の用に供する線路等 （例②）利用者の利便に供するもの以外のもの</p>
指定管理者	<p>●米子産業体育館有料施設・設備 メインアリーナ、小体育館、中会議室、小会議室、その他有料設備等</p>

ケ 人権尊重のための職員研修

平成28年4月1日から施行された「障害者差別解消法」では、事業者に対して次のように定められています。

「障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、事業者は対応につとめること」とされています。

米子産業体育館では、現在もサービスや情報提供などでお客様を区別することなく対応しています。また、その心構えを徹底するために、年2回の人権研修参加を義務づけています。

さらに、次期指定管理期間にも、「鳥取県人権施策基本方針」「鳥取県手話言語条例」、「あいサポート運動」、「鳥取県障がい者プラン」などを積極的に推進し、障がいなどの有無にかかわらず気軽にご利用いただける施設にします。



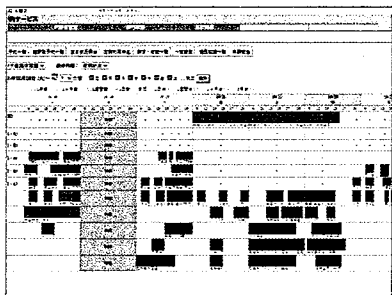
あいサポート運動取り組み

コ 適正な利用許可と予約システムの運用体制

産業体育館設置条例第6条の規定及び仕様書に基づき、適正な利用許可を行います。

「とっとり施設予約サービス」の適切な運用を進めるとともに、施設の空き状況などを
1 24時間確認できるようにします。各関係機関と調整を行うなどして、各種大会などが円滑に開催されるようにします。

施設利用申込マニュアルにしたがって公平な利用をしていただきます。利用内容によっ
2 ては事前に調整会を行うなどして、各種大会などが円滑に開催され、なるべく多くの方に利用していただけるよう努めます。



「とっとり施設予約サービス」の適切な運用



紙ベースによる空き状況の掲示



月間利用調整会の様子

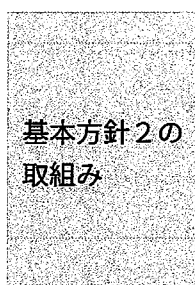
② 利用者の声を反映し、利用者目線でのサービス向上と地域に密着した管理運営

現指定管理期間の事業を継承しつつ、そのサービスを拡大し、お客さまの生の声やアンケート収集によりお客さまの声を反映したサービス向上策を実施します。

本会加盟団体等と連携した全国規模の大会や合宿等の誘致によるトップアスリートを身近で「みる」機会の提供、スポーツ教室やパラスポーツ体験会等に参加「する」機会の提供、大会やイベント開催の運営役員、ボランティア等で「ささえる」機会の提供といったさまざまなかたちで積極的に参画できる場を提供します。

すべての県民がスポーツを楽しみ、人生を生き生きとしたものにする場を提供することにより、施設のにぎわいを創出し、広報活動やイベント開催等による地域に密着した交流を推進します。

また、お客さまからのニーズの高いWi-Fiやキャッシュレス決済を拡大させることにより、利便性向上を図ります。



基本方針2の
取組み

- ① 現指定管理期間の事業継承と利用者の声によるサービスの向上
- ② Wi-Fiの拡大、キャッシュレス決済の拡大、設備の改修・更新などの推進
- ③ 展示会等の誘致、スポーツ教室、広報活動による地域密着した事業提供
- ④ 公正・公平で多様なニーズに応じたサービスの提供による利用者満足度の向上

③ 公平・公正な利用を確保し、安全・安心で快適な施設の提供

施設の設置目的を理解し、障がいの有無や年齢・性別・国籍等にかかわらず、特定の団体や個人を優遇することがないようにします。

また、乳幼児のための授乳室や小児用便座の設置、外国人利用者向けの多言語表示等を推進し、全職員に人権研修を行い、ユニバーサル対応ができる体制をつくり、誰でも公平・公正に施設が利用できるよう取り組みます。

さらに、シャワー室、トイレ等の衛生施設の清掃、新型コロナウイルス感染症対策等の安全衛生対策を徹底することにより安全・安心・快適な施設が提供できるようにします。

維持管理業務では、『ムリ・ムダ・ムラ』の実態把握し、必要なコストを効率よく投入し『より多くの方に日常的に、継続的にご利用・ご参加頂くための方策』を積極的に展開していきます。

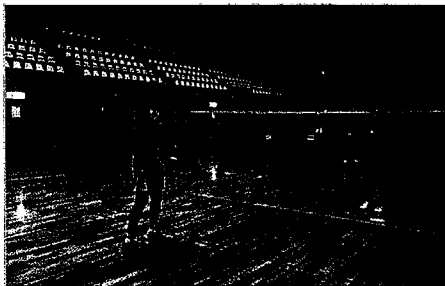
前提となる運営計画は、適正なコスト縮減・最大限のサービス提供に取り組んでいきます。

基本方針3の
取組み

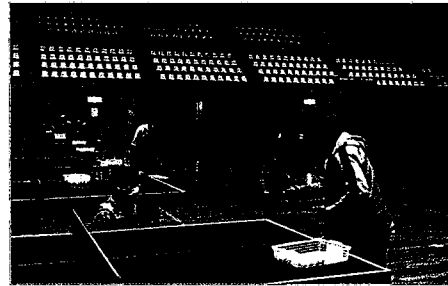
- ① 施設の設置目的を理解し、公の施設であることを念頭にいた公平・公正な利用の確保
- ② 障がいの有無や性別に関係なく、誰でも気軽に利用できる施設運営
- ③ 人権研修やあいサポート運動など様々な人権に関する意識の向上
- ④ 関係法令を遵守した施設の管理運営

コスト縮減の基本的な考え方

- ①施設の設置目的と指定管理業務の安定性・継続性を確保すること
- ②人員の適正配置を行い、サービスの質をしっかりと確保すること
- ③公の施設の指定管理者であり、経費支出についても利用者目線でとらえること
- ④労働者の雇用条件を犠牲にするようなものでないこと



マンパワーを活用した教室の運営



マンパワーを活用した教室の運営

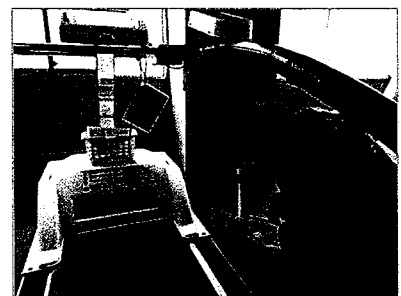
ア 簡単な修繕、除草、草刈り等職員で対応できることは積極的に行い、経費の削減を図ります。



計画に基づいた定期的な草刈り作業



職員による積極的な修繕



職員によるフィットネス機器の修繕

イ 燃料費等(重油)3社見積、1社受注を徹底し、仕入業者拡大と費用削減を図ります。

ウ 電力の調達

電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み(予定価格)により、入札を行います。



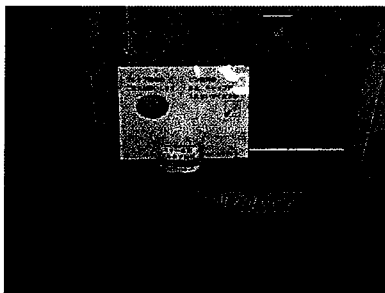
なお、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定します。

④ 省エネルギー・省資源・リサイクルなどの環境に配慮した施設管理

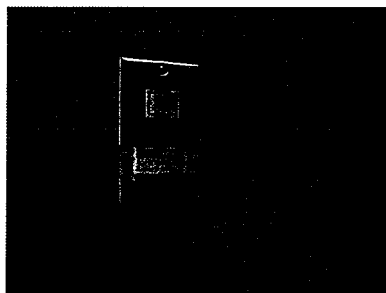
鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）を実践し、使用者の利便性を確保したうえで、省エネルギー・省資源・リサイクル等に取り組んだ環境に配慮した施設の管理運営を行います。

基本方針4の
取組み

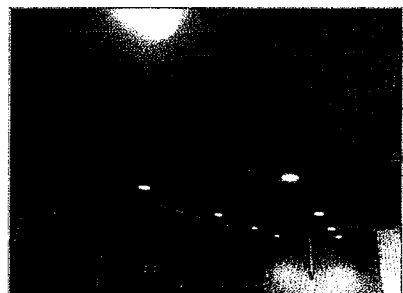
- ① 鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）の実践
- ② パリ協定やSDGsに向けたエコオフィス化などの取組みを推進
- ③ 空き缶、ペットボトル、キャップのリサイクル推進



リサイクル案内



節電のためのスイッチ



照明の一部間引き

⑤ 組織・人的資源や管理実績を生かした管理運営による収入の確保とコストの縮減

職員による施設・設備の日常点検、委託業者による定期点検、法定点検等を行うことで、施設の維持管理に努め、異常があればすみやかに補修等の対応を行います。

上級体育施設管理士等の管理運営に必要なノウハウを持った職員、スポーツの専門知識を持った職員等を配置し、施設・設備の機能が最大限に発揮できるようにします。

さらに、長寿命化計画に基づき、修繕・改修等を行うことで、施設・設備の長寿命化を図るとともに、令和8年度末閉館を視野に入れてコスト縮減を図ります。

基本方針5の
取組み

- ① 自主事業（スポーツ教室、イベント）の拡充
- ② 施設の利用向上と費用対効果の徹底と節電・節水・省エネを推進
- ③ 施設職員と委託業者の点検、補修などによる施設の長寿命化と効率化
- ④ 蓄積した経験・ノウハウと人的資源を活かした施設・設備の管理運営



利用者への音響設備の取扱説明の様子



職員による設備点検の様子

⑥ 本県スポーツ・産業の普及・振興や県民の健康増進の推進

基本方針6の
取組み

- ① 本会の加盟団体との連携協働による生涯スポーツの普及・振興や競技力の向上
- ② 公益財団法人鳥取県障がい者スポーツ協会等と連携し、誰でも楽しめるスポーツ教室や交流スポーツイベントの開催

○鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力します。

- 地域産業の振興
- 子どもの体力向上
- スポーツ実施率の向上

- 障がい者のスポーツ活動の推進
- 高齢者のスポーツ活動の推進
- スポーツの競技力向上

県民への産業・スポーツに関するサービスの提供

- 政策・施策・計画など
- 県民の健康増進
- スポーツ環境の整備
- 地域経済の活性化

鳥取県

協働

- 政策・施策の理解・推進
- スポーツ・産業の振興
- 施設管理運営のノウハウ
- 新規サービスの提供

米子産業体育館

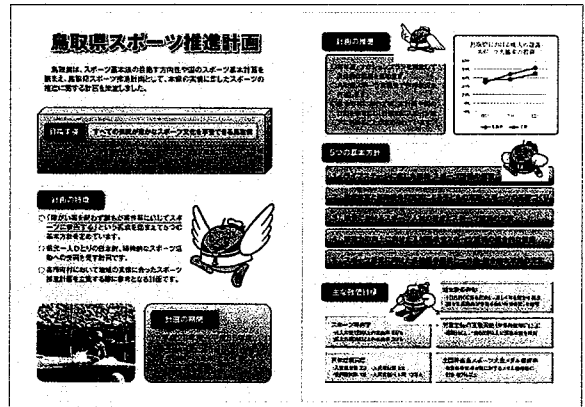
パートナーとして連携を確保

○本提案内容の基となる県の各種関連計画

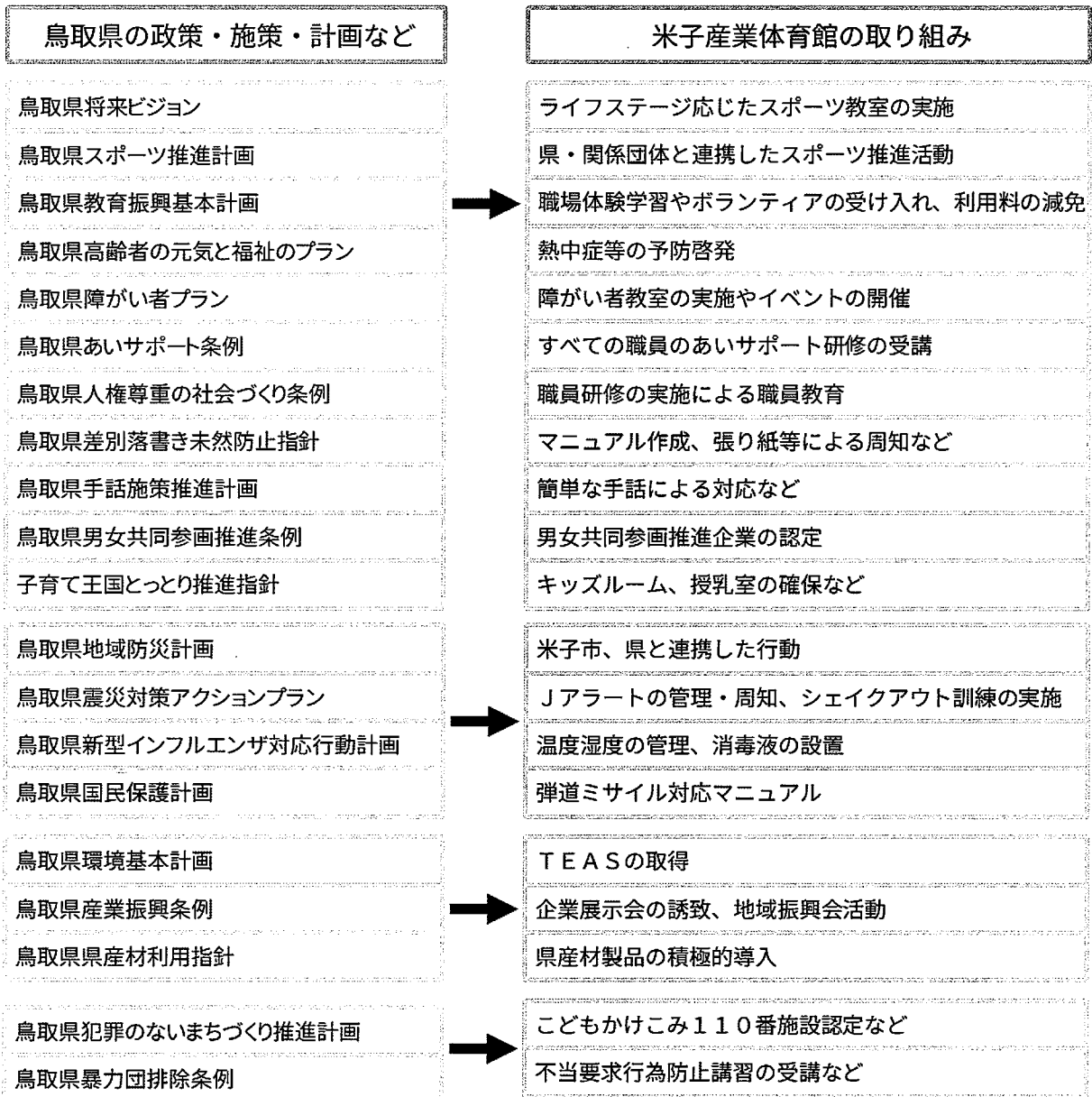
鳥取県立の体育施設として「鳥取県スポーツ推進計画」及び、「鳥取県産業振興条例」はもとより、その他、県の各種関連計画等を踏まえた提案をしています。



あいサポート運動



鳥取県スポーツ推進計画



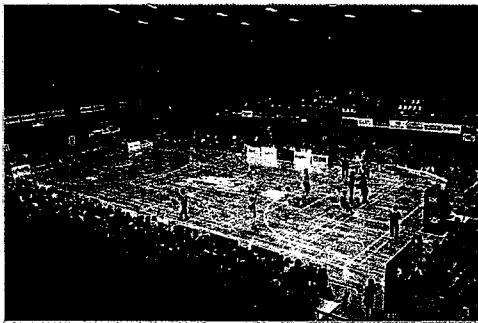
○鳥取県のスポーツ拠点として、鳥取県の将来ビジョンである『未来への挑戦～持続可能な地域の発展をめざして～』に基づいて、健康・体力づくりの場として、新たなサービスの提供に取り組んでいきます。

県民の健康で活力に満ちた長寿社会の実現には、

- ・「第3期スポーツ基本計画」（スポーツ庁）
 - ・「鳥取県スポーツ振興計画」
 - ・「鳥取県教育振興基本計画～未来を拓く教育プラン～」
- に従った、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進に取り組んでいきます。



鳥取県の将来ビジョン



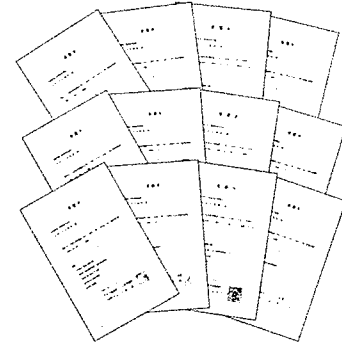
Bリーグ開催



地元企業による展示会

○本会加盟団体・各種競技団体との連携

本県のスポーツ振興事業を行っていく上で、本会加盟団体との連携が欠かせません。今後も県内競技団体等との関係を強化し、本会加盟団体の主催する大会などへ審判・講師の派遣協力や競技力向上のための大会・講習会の開催を行います。また、本会加盟団体の協力を受けての体験会などを開催することにより、一層のスポーツの普及・振興に力をいれていきます。



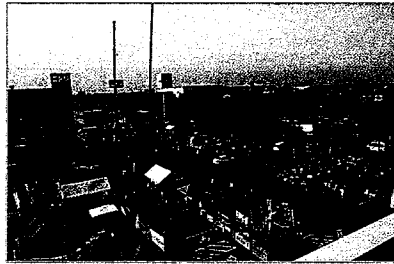
推薦状別紙添付

公益財団法人鳥取県スポーツ協会所属団体（65団体）一覧（順不同）

【競技団体】		
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 鳥取県スキー連盟 ◎ (一財)鳥取陸上競技協会 ◎ 鳥取県テニス協会 ◎ 鳥取県ボクシング連盟 ◎ (一社)鳥取県バスケットボール協会 ◎ 鳥取県ウエイトリフティング協会 ◎ 鳥取県ソフトテニス連盟 ◎ 鳥取県相撲連盟 ◎ 鳥取県柔道連盟 ◎ 鳥取県弓道連盟 ◎ 鳥取県ラグビーフットボール協会 ◎ 鳥取県アーチェリー協会 ◎ 鳥取県クレイ射撃協会 ◎ 鳥取県ゴルフ協会 ◎ 鳥取県ゲートボール協会 ◎ 鳥取県トリアスロン協会 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 鳥取県スケート連盟 ◎ (一財)鳥取県水泳連盟 ◎ 鳥取県ローイング協会 ◎ 鳥取県バレーボール協会 ◎ 鳥取県レスリング協会 ◎ 鳥取県ハンドボール協会 ◎ (一社)鳥取県卓球連盟 ◎ 鳥取県馬術連盟 ◎ 鳥取県ソフトボール協会 ◎ 鳥取県ライフル射撃協会 ◎ 鳥取県山岳・スポーツクライミング協会 ◎ 鳥取県空手道連盟 ◎ 鳥取県なぎなた連盟 ◎ 鳥取県武術太極拳連盟 ◎ 鳥取県エアロビック連盟 ◎ 鳥取県ペタンク連盟 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 鳥取県アイスホッケー連盟 ◎ (一財)鳥取県サッカー協会 ◎ 鳥取県ホッケー協会 ◎ 鳥取県体操協会 ◎ 鳥取県セーリング連盟 ◎ 鳥取県自転車競技連盟 ◎ 鳥取県軟式野球連盟 ◎ 鳥取県フェンシング協会 ◎ 鳥取県バドミントン協会 ◎ (一財)鳥取県剣道連盟 ◎ 鳥取県カヌー協会 ◎ 鳥取県銃剣道連盟 ◎ 鳥取県ボウリング連盟 ◎ 鳥取県少林寺拳法連盟 ◎ 鳥取県グラウンド・ゴルフ協会 ◎ 鳥取県スポーツチャンバラ協会 ◎ 鳥取県ダンススポーツ連盟
【学校体育団体】		
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 鳥取県高等学校体育連盟 ◎ 鳥取大学体育連合会 ◎ 鳥取県高等学校野球連盟 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 鳥取県中学校体育連盟 ◎ 米子工業高等専門学校体育連合 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 鳥取県小学校体育連盟 ◎ 鳥取短期大学体育連合会
【郡市体育協会】		
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 鳥取市体育協会 ◎ 境港市スポーツ協会 ◎ 東伯郡体育協会 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 米子市スポーツ協会 ◎ 岩美町体育会 ◎ 西伯郡スポーツ協会 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 倉吉市体育協会 ◎ 八頭郡体育会 ◎ 日野郡スポーツ協会



近隣の小・中学校と連携したボランティア活動の様子



地元振興会と協力したケヤキ祭りの開催



ケヤキ通りの清掃ボランティアに参加します。

(4) SDGs への取組

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国際目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」に、本会として武道・スポーツを通してできる SDGs の推進に取り組んでいきます。

① 米子産業体育館での取組事例と関連する主な SDGs (抜粋)

米子産業体育館では、LED 化の推進やエコオフィス化の取組等により、省エネ・CO2 削減を実現しています。また、段差のないフラットな設計や多目的トイレの設置等、誰もが安心して利用できるバリアフリー施設を実現しており、SDGs の「クリーンエネルギー」や「包摂的な社会」を実現する取り組みを現在も行っています。



持続可能な開発目標 17 の目標

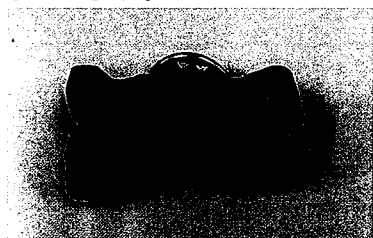
米子産業体育館での取組事例

<ul style="list-style-type: none"> いつでもどこでも誰でもスポーツを楽しめる環境づくり (教室・パラスポーツ体験会、各種イベントの開催、施設利用等) 	
<ul style="list-style-type: none"> スポーツを通じて学んだことを活かせるボランティア活動や地域交流の実現 (職場体験、教室ボランティア等) 	
<ul style="list-style-type: none"> スポーツによる健康づくりの実践で健康寿命を延ばす (短期スポーツ教室への参加等) 	
<ul style="list-style-type: none"> AEDの館内設置と救命講習の実施 (AEDを館内に設置、職員向けの救命講習の実施等) 	
<ul style="list-style-type: none"> 有給休暇の積極的な取得の推進 (年次有給休暇取得の積極的推進等) 	
<ul style="list-style-type: none"> サンタリーボックスを全てのトイレ設置 (女子トイレ、多目的トイレのみに設置していたものをすべてのトイレに設置) 	
<ul style="list-style-type: none"> 職員のマイボトル持参の推進 (マイボトル持参により、ペットボトルの使用量を減らして脱プラスチックを図る等) 	
<ul style="list-style-type: none"> キャップ・プルタブ・ペットボトル・空き缶・空き瓶のリサイクル(4R)の推進 (4Rの推進による廃棄物を大幅に削減) 	
<ul style="list-style-type: none"> 節水、節電による消費エネルギーの削減 (節水節電をすることにより、資源を守り、CO2削減等) 	
<ul style="list-style-type: none"> エコ商品の使用や裏紙の活用 (リサイクル用紙、リサイクルトイレットペーパーなどの活用による廃棄物削減等) 	
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護・職員研修の実施 (個人情報保護、人権研修などの様々な諸金研修の推進等) 	

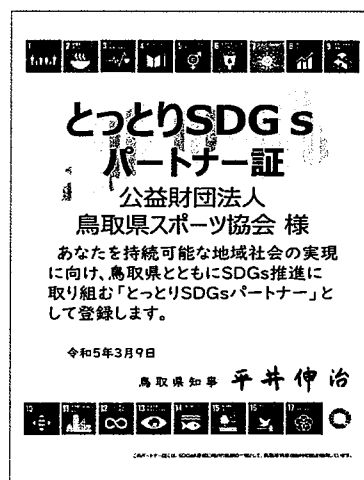
② 「とっとりSDGs パートナー」として登録

本会は、令和5年3月に「とっとりSDGs パートナー」制度に登録しました。「とっとりSDGs パートナー」に登録することにより、SDGsを鳥取県とともに推進し、SDGsのゴール達成に役立てることを目的としています。

また、SDGsの活動を鳥取県から情報発信していただくことにより、本会の活動を知るきっかけとしていきたいと考えています。



とっとりSDGs パートナーピンバッジ



とっとりSDGs パートナー証

② 「プラスチック資源循環促進法」への対応

プラスチックの資源循環を促進し、プラスチックごみを減らすことで持続可能な社会を実現することを目的とした法律です。令和3年年6月に国会で可決し、令和4年4月から施行となっていることから、米子産業体育館においてもペットボトル、ボトルキャップの回収等に積極的に取り組み、リサイクルを推進します。



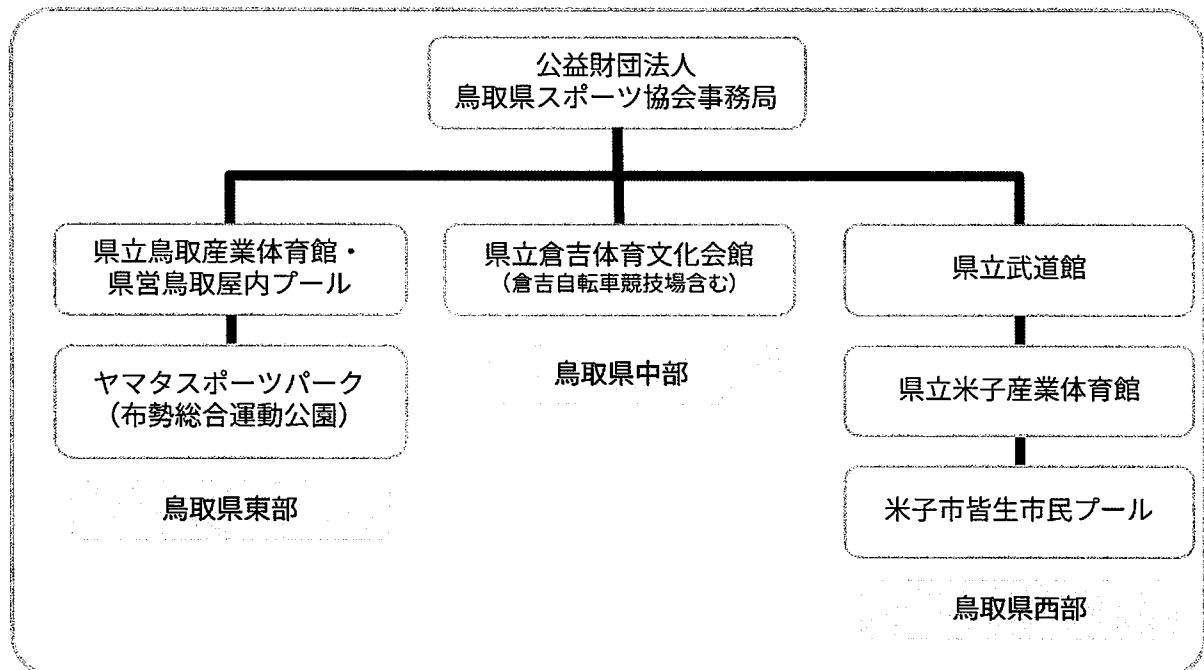
ペットボトルキャップ回収⇒リサイクルへ



ペットボトルキャップをリサイクル業者へ

(5) 他の施設の管理実績

本会は、長年にわたり鳥取県内のスポーツ施設の維持管理に携わってきました。現在も米子産業体育館を含めた県内7施設の管理運営を行っています。次期指定管理期間にも、これらの施設と連携した管理運営を行い、施設管理と一体となった本県のスポーツ振興に取り組めます。



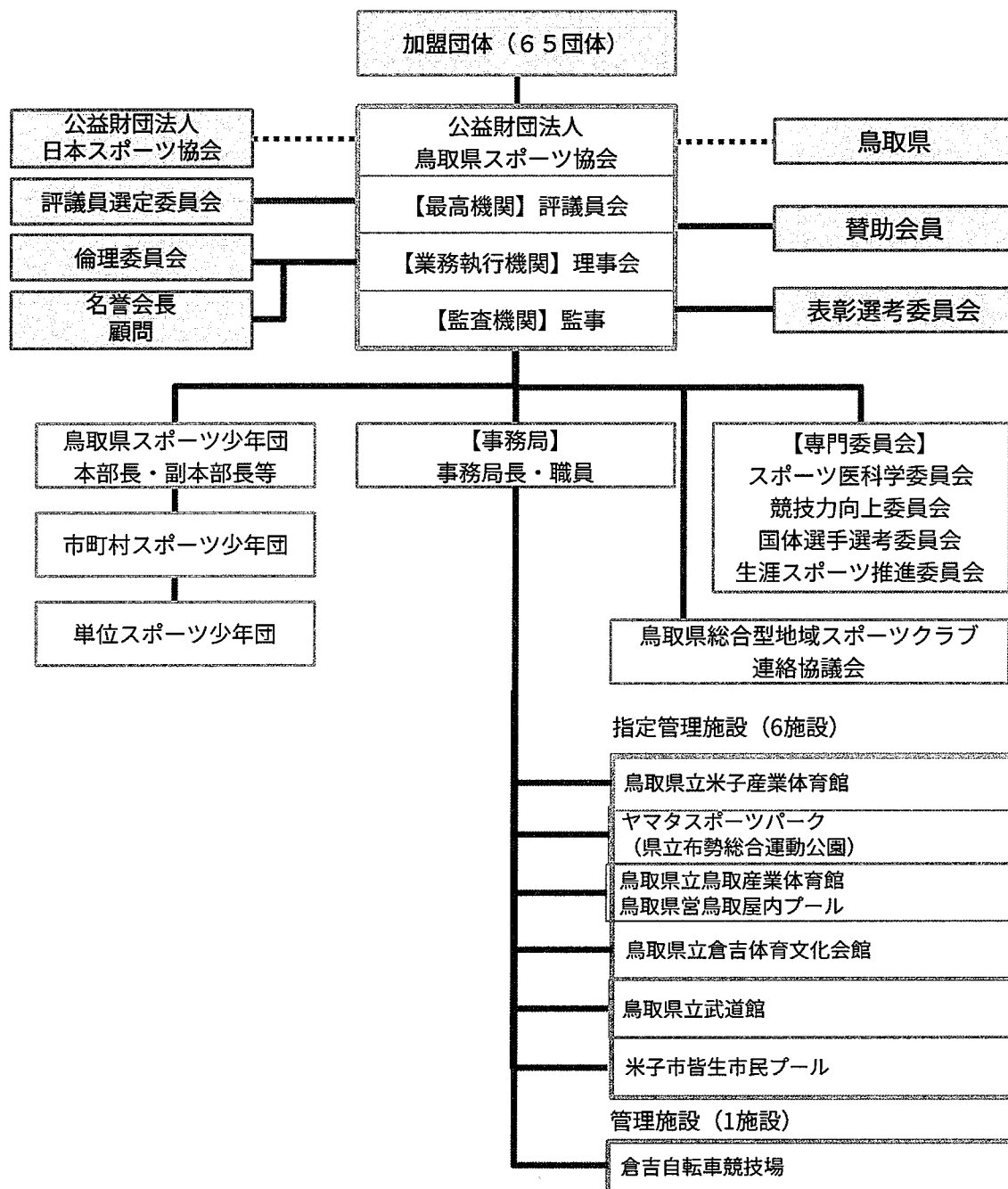
- 県内スポーツの普及振興（生活化）
- 県内スポーツの競技力向上
- 生涯スポーツ・レクリエーション活動推進
- 県民生活の向上と地域産業振興

① 本会の組織と基本方針

鳥取県におけるアマチュアスポーツの統括団体として、加盟団体（65団体）はもとより、県内における体育・スポーツ関係機関・団体などの連携のもとに、広く県民にスポーツの生活化を推進するとともに競技力向上に努め、県民に夢と感動と活力を与えるスポーツ活動の一層の推進を図ることを基本方針としています。



公益財団法人鳥取県スポーツ協会組織図



② スポーツ施設の管理運営に特化した人材

本会は、国民体育大会をはじめとした全国大会などで活躍するアスリートやさまざまな武道・スポーツ指導を行うことができる人材を多数雇用しています。

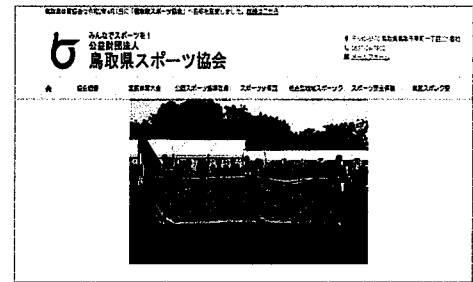
このことから、施設を実際に利用する競技者、指導者としての目線で、各種スポーツに特化した施設の管理運営を可能としています。

スポーツ協会職員保有資格など（抜粋）

スポーツに関する資格	その他資格
(公財) 講道館柔道段位	(公財) 日本体育施設協会公認資格各種 上級体育施設管理士 他
(公財) 全日本弓道連盟公認段位	
(公財) 全日本剣道連盟公認段位	1級電気施工管理技士
(公財) 全日本なぎなた連盟公認段位	2級ファイナンシャルプランニング技能士
(公財) 全日本柔道連盟 A 級審判員	FP (ファイナンシャルプランナー)
(公財) 日本スケート連盟 公認テクニカルスペシャリスト A 級審判員	アーク溶接 あいサポーター
(公財) 日本バドミントン協会 3 級公認審判員	あいサポートメッセンジャー
(公財) 日本レスリング協会公認 B 級審判員	ガス溶接
(公財) 日本レスリング協会レスリング段位	高等学校一種、二種免許状
(公財) 日本体操協会体操競技審判員資格 2 種	しゃんしゃん傘踊検定 2 級
(公財) 日本卓球協会公認レフェリー	スポーツ少年団認定員
(公社) 日本グラウンド・ゴルフ協会 普及指導員 (3 級)	ビジネスマナー検定 3 級 ビジネス文書実務 2 級速度部門
(公社) 日本山岳協会公認ルートセッター	プール衛生管理者
(公社) 全日本銃剣道連盟公認段位	ペン字検定 2 級
(一社) 日本スイミングクラブ協会 プール管理責任者	ボイラー技士 ボイラー取扱技能講習者
(公社) 全日本銃剣道連盟 A 級審判員	安全衛生推進者
(公財) スペシャルオリンピックス日本 コーチクリニック講習修了	移動用クレーン運転 医療事務技能審査 2 級メディカルクラーク
(公財) 全日本相撲連盟公認段位	英検 2 級 他
(公財) 日本スポーツ協会公認資格各種	応急手当指導員・普及員
(公財) 全日本弓道連盟公認地方委員資格	乙種第 4 類危険物取扱者
(公財) 全日本空手道連盟公認段位	学校図書館司書教諭免許
(公財) 全日本柔道連盟公認指導者 A 区分	玉掛技能士
(公財) 鳥取県体育協会 トレーナー	計算技術検定 4 級
(公財) 日本サッカー協会 公認 D 級コーチライセンス	建設業経理事務士検定 3 級 公益法人会計検定 初級
(公財) 日本障がい者スポーツ協会 公認初級障がい者スポーツ指導員	甲種防火管理者 車両系建設機械運転
(公財) 日本障がい者スポーツ協会 公認中級障がい者スポーツ指導員	珠算能力検定試験 2 級 小学校教員免許
(公財) 日本水泳連盟公認資格	消防設備士
(公財) 日本卓球協会公認段位	税務 3 級
(特) 日本ライフセービング協会認定資格	全国経理教育協会検定 各種
ジョギング指導者	全国商業高等学校協会主催 検定各種
スポーツクライミング C 級審判員	第 4 級アマチュア無線技士
ソフトバレーボール審判員資格	中学校教諭一種、二種免許状
ターゲットバードゴルフ指導者	電気工事士
トランポリン普及指導員	電気主任技術者 2 種
日本健康運動指導士	(一社) 日本公園施設業協会 遊具の日常点検講習会修了者
ノルディックウォーク公認指導者	
パッドゲームスター指導者	日本商工会議所簿記検定 各種
バドミントン審判員	日本赤十字社救急法救急員 他
レクリエーションインストラクター	認知症サポーター
国際卓球連盟国際審判員	不当要求防止責任者
初級水中運動指導士	法務 2 級
卓球バレー指導者	幼稚園教諭 2 種
日本障がい者フライングディスク連盟 公認指導者 (2 種)	保育士 緑の安全管理士
民踊、フォークダンス 4 級	
陸上競技公認審判員 A 級	

③ 体育・文化施設の管理運営

体育・文化施設の管理運営は、本会に加盟するスポーツ関係団体と連携した本会の魅力を活かし、県民の体力維持増進とスポーツ・文化振興を図り、指定管理者制度に幅広く対応した運営を行います。

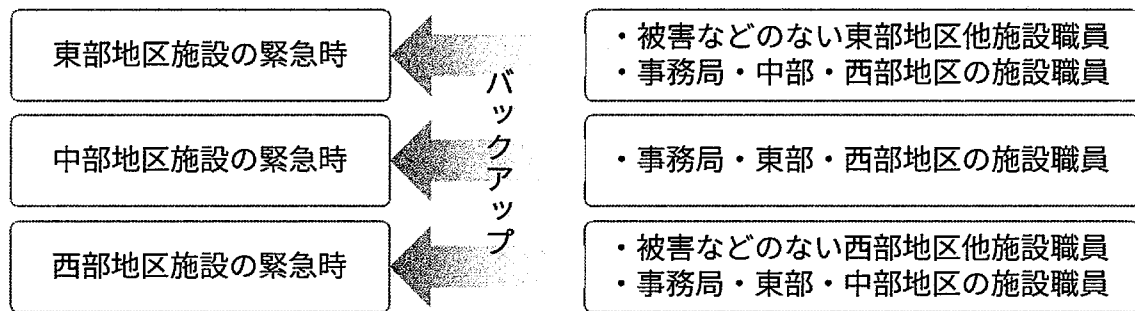


(公財)鳥取県スポーツ協会 HP

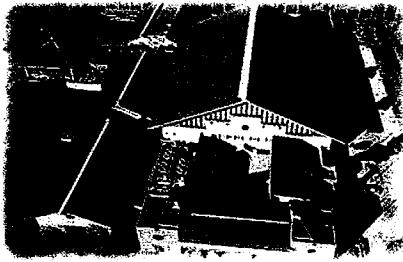
④ 施設間のバックアップ体制

災害発生時に施設に被害があった場合、新型コロナウイルス感染症等の流行による施設の人材不足が起こった場合、各施設での大型イベント開催時には、広報活動や人的支援などで相互にバックアップできる体制をとります。

● 事件・事故・災害発生時・施設運営・イベント・教室・広報活動などでのバックアップ体制

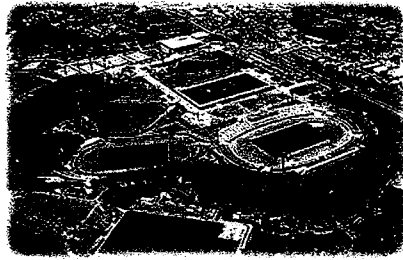


⑤ 施設管理の実績(令和4年度)



【鳥取県立武道館】

- 平成12年から平成17年まで県から受託管理
平成18年から現在まで指定管理者
- 職員数(正職員6・嘱託2):8人
- 開催教室:29教室、短期開催型教室:3教室
- 開催イベント:5回
- 利用人数:96,615人(教室・イベント人数含)
- 利用収入等金額:12,685,305円



【ヤマタスポーツパーク(布勢総合運動公園)】

- 平成7年から平成17年まで県から受託管理
平成18年から現在まで指定管理者
- 職員数(正職員8・嘱託11)19人
- 開催教室:32教室
- 開催イベント:28回
- 利用人数:830,944人(教室・イベント人数含)
- 利用収入等金額:57,331,648円



【鳥取県立鳥取産業体育館・県営鳥取屋内プール】

- 平成11年から平成17年まで県から受託管理
平成18年から現在まで指定管理者
- 職員数(正職員5・嘱託4):9人
- 開催教室:【体育館】15教室、【プール】16教室
- 開催イベント:9回
- 利用人数:132,525人(教室・イベント人数含)
- 利用収入等金額:26,625,057円



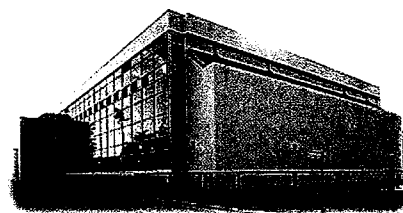
鳥取県立倉吉体育文化会館(倉吉自転車競技場)

- 平成11年から平成17年まで県から受託管理
平成18年から現在まで指定管理者
- 職員数(正職員5・嘱託5):10人
- 開催教室:27教室
- 開催イベント:8回
- 利用人数:89,589人(教室・イベント人数含)
- 利用収入等金額:15,342,767円



鳥取県立米子産業体育館

- 平成11年から平成17年まで県から受託管理
平成21年から現在まで指定管理者
- 職員数(正職員5・嘱託2):7人
- 開催教室:12教室、短期開催型教室:3教室
- 開催イベント:1回
- 利用人数:117,050人(教室・イベント人数含)
- 利用収入等金額:18,943,022円



米子市皆生市民プール

- 平成11年から平成17年まで県から受託管理
平成18年から現在まで指定管理者(平成27年11月から米子市移管)
- 職員数(正職員6・嘱託3):9人
- 開催教室:32教室
- 開催イベント:8回
- 利用人数:79,069人(教室・イベント人数含)
- 利用収入等金額:18,808,027円

(6) 本会の地域連携・地域貢献

本会は透明性の高い運営を行うため、月々の利用者数や修繕実績、会計、苦情処理等を県に報告し、県所管課と綿密なコミュニケーションをとることにより、県の施策や方針に合わせた運営を行います。

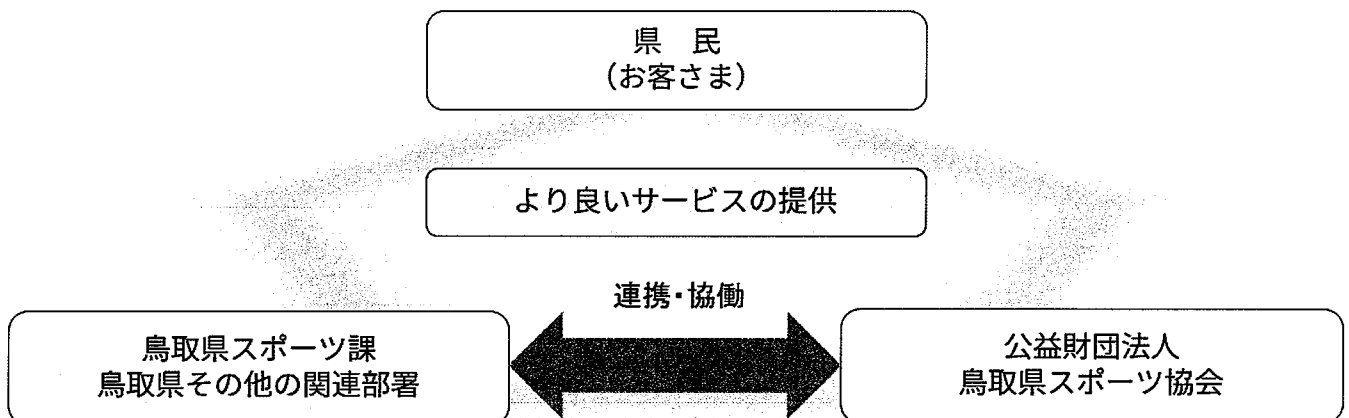
① 月末報告書・事業報告書の提出

毎月の利用状況やイベント、修繕実績等を月末報告書として作成し、年度の事業報告書を作成し、県に提出を行います。

提出書類	記載内容
事業計画書の提出	指定管理者は毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けます。
業務報告書の提出	事業の実施状況について、次の内容の月報を作成し、その翌月15日までに県へ報告します。 ①利用者数、利用料金及び減免の実績 ⑤管理体制 ②利用促進策の実施状況 ⑥関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ③収支状況 ⑦会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果 ④再委託・工事業中の状況 ⑧その他、必要な事項
事業報告書の提出	以下の内容を作成し、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を県へ報告します。 ①管理運営の体制（職員に係る雇用条件、労働状況を含む。） ④利用料金の収入の状況 ②管理業務の実施状況 ⑤管理に係る経費の収支状況 ③利用者数の実績

② 県との連携

本会は所管課である県スポーツ課の事業、県のその他の施策や政策等について可能なかぎり積極的な協力を行います。これらに関連するさまざまな県の関連部署と連携を取りながら、県と県民のために全力で取り組みます。



③ 県の情報掲示板の設置 新規

米子産業体育館を利用する県民のみなさまに、県の施策や政策等の情報をお知らせするための「鳥取県情報掲示板」を新たに館内に設置し、県の発信情報を掲示することにより、県民サービス認知度の向上、地域活動団体の事業支援等につなげます。

④ 県内事業者の積極的活用

委託業務、修繕、消耗品購入等は積極的に県内事業者への発注に努め、地域経済の活性化に貢献します。

米子産業体育館の主要物品等の調達先県内事業者 抜粋(順不同)

株式会社橋尾スポーツ米子支店	株式会社ケーオウエイ（米子市）
有限会社ノアック（米子市）	株式会社いない（倉吉市）
株式会社ナガトウ建設（米子市）	曾我工業株式会社（米子市）
山陰石油株式会社（米子市）	OKスポーツ（伯耆町）
東亜建物管理株式会社（米子市）	有限会社カナリヤ総合システム（米子市）
株式会社インテリアセオ（米子市）	有限会社米子汽缶化学研究所（米子市）
株式会社ビルフィール（米子市）	株式会社越河（米子市）

⑤ 職場体験・インターンシップ等の就労体験受入

近年は新型コロナウイルスの関係で実施されていませんでしたが、米子市内の中学校の職場体験事業に協力します。また、インターンシップや障がい者団体等からの就労支援等の依頼があれば、積極的に受け入れます。



4年ぶりの中学職場体験の事前打ち合わせ



中学生職場体験（利用者とともに片付け作業）

⑥ 職員のボランティア活動への積極的参加

職員の居住地で開催される地域ボランティア清掃や近隣の清掃活動等に、職員が産業・スポーツ以外のボランティア活動にも積極的に参加します。



ケヤキ通りの清掃等



ふうせんバレーに職員を派遣

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

本施設のサービス・事業の内容は、お客さまにスポーツ活動やコミュニケーションを通じ、「安全で」「楽しく」「気軽に」利用していただけることが最大のサービス提供と考え、環境づくりに取り組んでいきます。

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

本会は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができる社会を目指して、米子産業体育館の管理運営の基本方針に基づいたサービスを提供し、「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大を目指します。

① スポーツを中心とした施設効用の発揮

米子産業体育館の効用を発揮するために、施設の安全性についてはもちろんのこと、コンプライアンスやスポーツ基本法、鳥取県の政策・施策をしっかりと理解し、以下の取組を行います。

ア 施設価値を高める取組

スポーツを通じてお客さまのニーズや周辺地区からの要請、鳥取県の政策・施策に対し、これまで米子産業体育館で行ってきたサービスの拡充を図るとともに、下記の4つの取り組みを重点課題として行い、施設価値を高めます。

- 1 スポーツを通じた県民の健康増進
- 2 子どものスポーツ機会の充実
- 3 競技力向上
- 4 スポーツによる地域・経済の活性化

イ スポーツを通じた県民の健康増進策の必要性

高齢化社会に伴う医療費の増加を抑制し、県民の健康寿命を延ばすためにも、幅広い世代に対して、身近にスポーツに親しめる環境づくりを進めます。

ウ スポーツに親しむ環境づくり

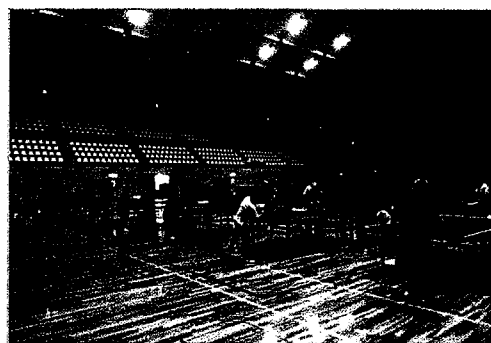
だれでも気軽に米子産業体育館に足を運んでいただけるように、ロビーの空きスペースを活用し地域住民の憩いの場として作品展示などのギャラリー機能をもったコミュニティスペースの提供ができるようにします。



エ ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進

米子産業体育館のスポーツ教室や地域住民を対象とした出張教室の開催、競技初心者でも参加できる館長杯をはじめとするさまざまなイベントを充実させます。

県民の健康寿命を延ばし、いつまでも元気に過ごすことができるよう、高齢者のスポーツ活動機会を充実させ、生涯スポーツとして推進します。



高齢者も楽しめる卓球教室

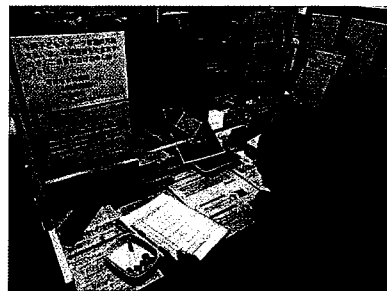
オ 障がい者スポーツの普及と振興

職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進し、障がい者スポーツへの理解を深め、障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツプログラムを実施します。

また、障がい者のスポーツ・レクリエーション機会の充実のために、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会と連携します。

② 明るく親しみのある施設

本会は、奉仕の精神や共生の理念で、さらに優れた接客接遇に努めることにより、サービス向上を図ります。



受付時に積極的に情報を発信

- 1 全職員が同じ対応ができるよう「接遇マニュアル」の整備と定期的な更新
- 2 おもてなしの心をもった笑顔で明朗な接客
- 3 複数のお客さまに対して、2人以上の体制で対応するお待たせしない接客
- 4 統一したユニフォームと名札着用

③ 誰もが安心して利用できる施設づくり

すべての方が快適に利用できるよう、どの人にとっても「当たり前のことを当たり前」を実現する理念に基づき、『公共サービス窓口における配慮マニュアル』に準拠した心のもったサービスに取り組んでいきます。

受付の工夫、老眼鏡などの貸出や、子どもの視線から見て危険な設備や機器の移動、子ど

もでも分かるPOPの掲示、障がい者対応研修など、全てのお客さまにとって利用し易い快適な施設づくりに取り組んでいきます。

ユニバーサルサービス実績

内容		対象者
自販機	・車いすの方でも使用しやすいデザインのものを設置	障がい者 高齢者
案内表示	・海外からのお客さまが利用しやすいように、ピクトグラムや多言語表示の設置	子ども 外国人
受付	・筆談対応やコミュニケーション支援ボードの設置 ・度数のちがう老眼鏡の設置	障がい者 高齢者
案内	・はじめてご利用のお客さまには利用施設まで案内、車いすの方へのサポートの実施	全員
接客	・接客接遇研修を実施し、職員全員が思いやりのある接客 ・目線を合わせて明るく笑顔での接客	全員
通路・窓	・扉等のガラス面にテープを貼り、衝突事故防止	全員

ア 快適な施設利用のためのワンストップサービスの提供

はじめて利用される方でも気軽に利用できるよう、施設の利用方法や実施している事業等について分かりやすく案内やわずらわしい手続きなどの簡素化など、ワンストップサービスの徹底に取り組んでいきます。

総合受付にはコンシェルジュ機能を有し、米子産業体育館以外の県内スポーツ施設、文化施設の公共施設情報等、お客さまが気軽に何でも相談できる体制づくりに取り組んでいきます。

イ その他の取り組み

- ・障がい者、高齢者により気軽に利用していただけるように、引き続き減免制度を実施します。

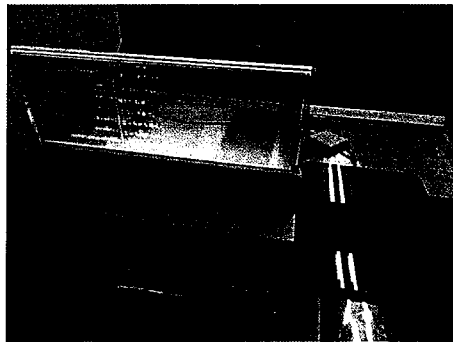
令和4年度までの減免実績

年度	減免人数	減免金額
令和元年度	22,668人	3,427,780円
令和2年度	18,428人	2,086,930円
令和3年度	23,268人	2,614,610円
令和4年度	26,935人	2,516,315円

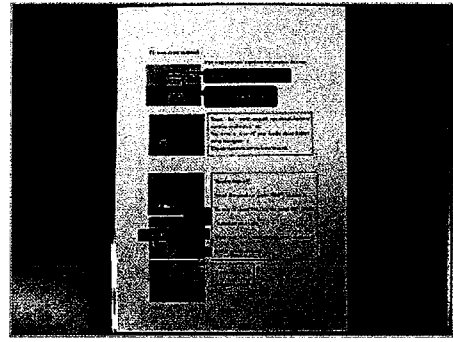
- ・多言語に対応するためのタブレット端末を導入します。

海外からのお客さまへの通常の受付や簡単な説明等に対応のマニュアル化やOJTによる研修により、職員が英語で対応しますが、より高度な説明が求められる場面や英語以外の多言語への対応を想定し、翻訳アプリケーション搭載のタブレット端末の導入と職員への機器の習熟を徹底します。





タブレットを使用し、多言語に対応します。



頻繁に説明する英語はマニュアルを作成します。

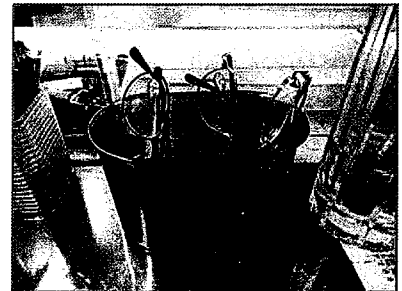
・補助犬のサポート

「補助犬は障がい者の身体の一部でありそれを拒むことは障がい者の社会生活を否定することにもなる」ということが、多くの人々の共通認識となるように努めます。身体障がい者補助犬法が社会に浸透していくように、啓発活動や募金活動に取り組みます。

・老眼鏡の設置

継続

高齢者に配慮し、度数に合わせ3種類の老眼鏡を準備します。



・認知症サポーターを配置します

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者、認知症サポーターを配置します。



鳥取県

・授乳スペースの確保

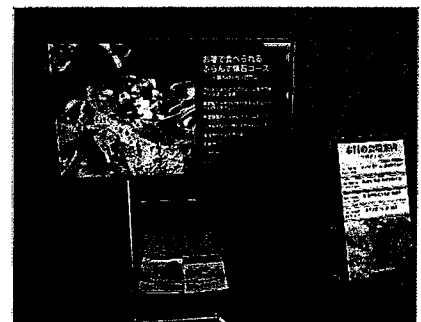
継続

お子様連れのお客さまに安心して利用していただけるよう、内側から施錠のできる授乳スペースを確保し、お客さまに周知します。

また事務室にミルク用のお湯を準備します。



・外国人来館者や障がい者等に配慮した火災時等の情報伝達を目的とするデジタルサイネージを導入します。(再掲)



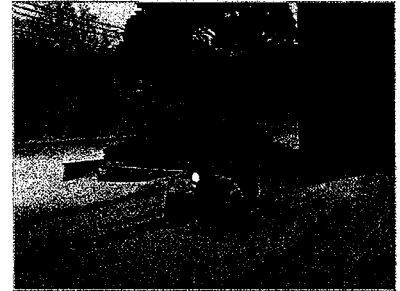
・除雪作業

降雪時には、仕様書に沿った除雪作業を行います。

(ア) 積雪が予測される場合、出勤時間を早めて玄関前等の除雪を行います。

令和4年度実績 3日間実施

(イ) 積雪が確認された場合、お客さまの利便性、安全面を考え、その都度除雪対応できるよう体制を整えます。



・地域の犯罪抑止への協力 継続

子どもが安心して通学できる環境づくりのための「こどもかけこみ 110 番」に施設登録し、地域と連携した活動に取り組んでいます。



④ 安全性を向上させるための環境づくり

誰でも安全・安心に施設を利用いただくために、施設内を常に清潔に保ちます。施設の瑕疵（かし）などでのケガの予防を徹底し、快適に施設を利用できる環境をつくります。

また、これまでに行った取り組みについてさらに充実し、新たな要望に対しては、可能な限り迅速な対応をします。

ア 誰にでも安全・安心で快適な環境づくり 継続 拡充

米子産業体育館はバリアフリーに対応しており、年齢や障がいの有無にかかわらず利用できます。

また、安全にご利用いただけるように日々の巡回や安全対策を強化します。



イ 施設の特性に応じた安全利用の確保(7項目)

<p>拡充 巡回と点検の実施による安全・安心な施設の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員による巡視・巡回や施設・設備の点検（1日4回以上） ● 外部委託している専門業者による点検・報告（月1回以上）
<p>拡充 施設・設備を利用するための準備や片付けに関する説明と補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設を利用するうえで必要な指導・助言および付属設備、備品の準備 ● はじめての方でもわかりやすい使用方法や注意事項の説明（受付時） ● はじめての方や説明だけではわからないという方への補助
<p>拡充 熱中症対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱中症の予防のため、高温多湿期には毎日巡回時にWBGT（暑さ指数）計を使用した測定の実施 ● 測定結果と水分補給や適度な休憩をすすめる注意喚起の掲示
<p>拡充 健康チェックコーナーの設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 運動前後の健康管理のためのチェック表の掲示 ● 血圧計・体重計などの設置
<p>拡充 感染症予防に関する対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザなどの感染症対策として、注意喚起の掲示とともに、館内随所にアルコール消毒液を設置 ● ノロウイルスなどへの対応としてマスクや塩素系消毒液などを常備、吐しゃ物などの処理を迅速に対応。
<p>拡充 スポーツ教室事業での安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導者と打ち合わせをおこない、指導内容などを確認し、事故防止策を徹底 ● お客さまの声などから、常時改善。
<p>拡充 職員の危機管理対策の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 前日の異常箇所の有無や必要な情報を職員が共有するための昼礼の実施 ● 非常時にお客さまへの説明・避難誘導ができるための危機管理意識の維持

高 第 0470 第 3 号
令 第 2 号 4 月 20 日
一 部 改 正 高 第 0714 第 2 号
令 第 3 号 7 月 26 日

施設利用部部長 課
厚生労働省労働基準局長
(公 印 官 署)

職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について

職場における熱中症の予防については、平成 17 年 7 月 29 日付労働省令第 072001 号「熱中症の予防対策における WBGT の活用について」及び平成 21 年 6 月 19 日付労働省令第 061001 号「職場における熱中症の予防について」に基づき対策を講じてきたところであるが、熱中症により休業 4 日以上を要する業務上疾病発生は実態として減少しており、特に重篤な事例も発生していない状況にある。

今後、日本経済新聞第 775 頁 6604 頁の 20 年ぶりに改定され、WBGT 基準値、事故防止策に關する改定が行われたこと等により、関係者とり、職場における熱中症の予防対策を推進すると、熱中症予防対策の一環の促進を図ることとしたことである。

ついでに、関係省庁等において本要綱の内容が適切な安全衛生管理のしと、適切に実施されるよう指導等に協力を求められた。

また、関係団体等に対して前記のとおり通知しているため、併せて了解されたい。

なお、本要綱をもって、平成 17 年 7 月 29 日付労働省令第 072001 号及び平成 21 年 6 月 19 日付労働省令第 061001 号を廃止し、公布する。

■運動に関する指針

気温 ※参考	WBGT (暑さ指数)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31~35℃	28~31℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など、体温が上昇しやすい運動は避ける。 10~20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28~31℃	25~28℃	警戒 (積極的に休息)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24~28℃	21~25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より

職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について

ウ 緊急時の即応体制の構築と維持(6項目)

事故や災害時に館長を危機管理責任者とし、本会事務局や他の管理施設と綿密な連絡体制をとり、米子警察署や米子消防署、医療機関などと連携した即応体制を構築します。

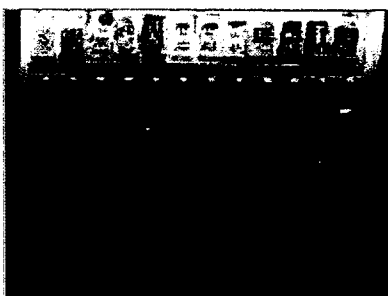
さらに、平時から職員が緊急時に即応できるよう、応急処置や避難誘導訓練を行うことで、安全・安心な施設として管理運営します。

緊急時のマニュアル整備と訓練の実施 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故や災害の発生を想定したマニュアル整備 ● 万が一の場合に備え訓練（年2回以上）の実施
避難誘導と制服・名札の着用 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時の職員による避難誘導マニュアルの作成 ● 火元責任者と避難経路の掲示 ● 職員と一目で分かるよう名札及びスタッフ制服の着用
全国瞬時警報システム（J-ALERT）の日常点検 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時に緊急放送が確実に伝えられるよう、日常点検（週1回又は鳥取県危機管理局危機対策・情報課からの指示によりその都度）の実施
救命講習の充実 継続 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急手当指導員資格取得職員による普通救命講習（応急手当、AED操作などの総合訓練）の年間2回実施 ● AEDの操作、CPRの動作訓練の実施
AED設置場所の掲示と日常点検の実施 継続 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 館内・敷地内での事故に備えて、お客さまに周知できるようAED設置場所を館内各所に掲示 ● 1日1回のAED点検
弾道ミサイル発射時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、大陸間弾道ミサイルの発射が懸念されることから、ミサイル発射時のマニュアルの作成と避難誘導訓練の実施

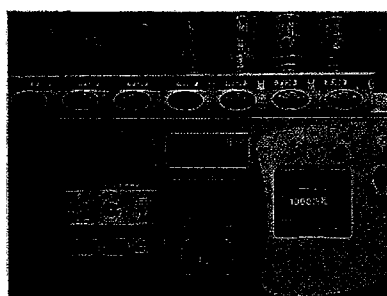
⑤ 自動販売機の拡充

施設利用者の利便性・サービスの向上と適切な水分補給を促すことを目的に、下記の自動販売機の設置を計画しています。

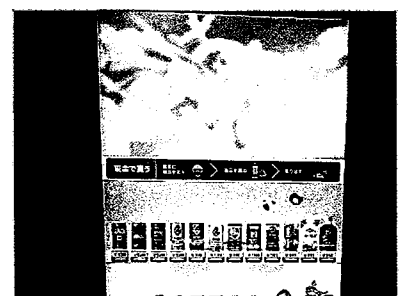
- ア ユニバーサルデザイン自動販売機
- イ 災害対策用自動販売機
- ウ マルチマネー等対応型自動販売機
- エ デジタルサイネージ付自動販売機(災害時対応)
- オ アイスクリーム自動販売機



災害対策型自動販売機



マルチマネー対応型自動販売機



デジタルサイネージ付自動販売機

また、仕様書のI-5-(2)に従い、以下の販売機等は設置しません。

- ア ビール、清酒等のアルコール類
- イ たばこ類
- ウ 青少年に有害な書籍、玩具等
- エ ゲーム機類

令和4年度 自動販売機設置状況

設置場所	種類	台数
1階ホール自販機コーナー	清涼飲料	4台 (災害対策用2台、ユニバーサルデザイン2台)
2階ホール	清涼飲料	3台 (ユニバーサルデザイン2台)
合計		7台

売り切れ、空き缶の散乱等でお客さまに迷惑をかけないように、設置業者にイベント、大会等の情報を適時提供します。

⑥ 遊休場所の有効利用 拡充

(遊休場所は、1階ホール、花壇、駐車場、控室)

・1階ホールの有効利用

・これまで展示会等での物品販売、商談スペース、Wi-Fiの使用できる異世代が集うコミュニティスペースや大会時の受付の無料開放を実施してきました。

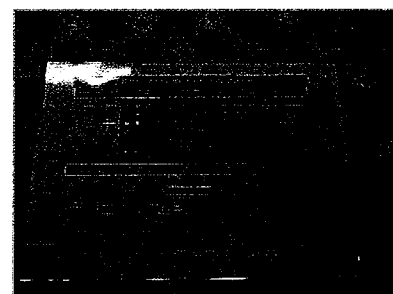
今後、お客さまからの要望が高いギャラリー機能をもったスペースの無料開放や、催し物の開催を計画します。



コミュニティスペース



コミュニティスペースに地元紙の設置



Wi-Fi設定の周知

・花壇の有効活用 拡充

鳥取県らしい割れ窓理論に基づく地域の防犯力を高めるための取り組み「地域の防犯力向上推進事業」を念頭に、学校教育の活動の場としてとらえ、福米中学校区のボランティア活動を通じ花壇づくりに取り組みます。

(注)「割れ窓理論」(ブロークン・ウィンドウ理論)は犯罪



学者ジョージ・ケリング(米)が提唱した窓が壊れているのを放置すると、誰も注意を払っていないという象徴になり、やがて他の窓も全て壊されるとして、『軽微な犯罪も徹底的に取り締まることで凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できる』とする環境犯罪学上の理論。

・駐車場の有効活用

〔拡充〕

米子産業体育館のお客さまの利便性向上のための駐車場を利用した催事や地域との絆づくり

- ・ケヤキ通り祭り等、ある程度のスペースを必要とする催物に利用していただきます。

(注) 原則一般利用者の駐車に支障がなく、事前に鳥取県の行政財産使用許可を受けた場合のみ利用していただきます。

- ・地域との絆づくりのため、近隣の学校の催事、スポーツ大会参加のためのバス等への乗降やラジオ体操、その他自治会の活動の場として提供します。

・控室の無料提供

〔拡充〕

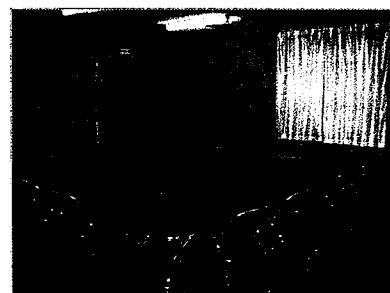
控室を大体育館等の利用の際、食事場所、集計場、ミーティング場所として、無料で開放します。



ケヤキ通り祭りの様子



学校行事でのバスの乗降



控室の無料貸出

⑦ 利用者の利便に供するもの(順不同)

- ア 教室参加料金の口座引き落としサービス
- イ 荷物の配達サービスを実施
- ウ バドミントンラケット張り替えのための一時預かりサービス(注1)
- エ 湯沸しポット、湯呑み、水差し、コップ等の無料貸し出しサービス
- オ タクシー、出前弁当の案内
- カ 医療機関の案内
- キ 有料コピー、有料ファックスサービス
- ク 延長コードの無料貸出サービス
- ケ 道案内サービス
- コ 応急手当て用冷却材及び応急手当物品の無料提供サービス
- サ 老眼鏡無料貸出サービス(再掲)
- シ 台車の無料貸出サービス
- ス 車いすの無料貸出サービス

セ 幼児用補助便座の貸出

ソ プロジェクター、ホワイトボード、スクリーンの無料貸出サービス

タ 突然の雨のための傘の無料貸出サービス

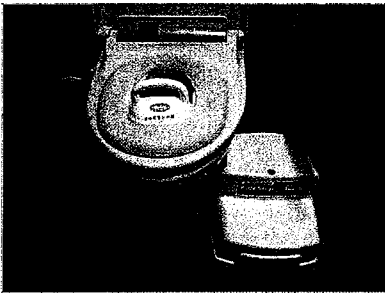
チ お客さまの体調管理の気づきのための測定器の設置

(体重計、体脂肪計、血圧計、心拍計、体温計)

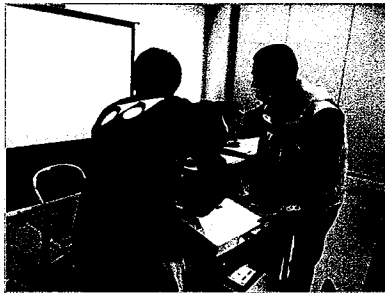
ツ ウォータークーラーの設置

テ ベビーベッドの設置

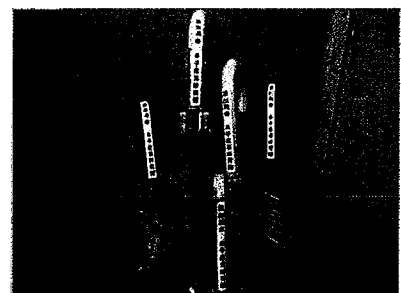
(注1) バドミントンラケットのガット張り替えを、スポーツ店で修理するため、一時預かりを実施します。(張替費用はお客さま負担)



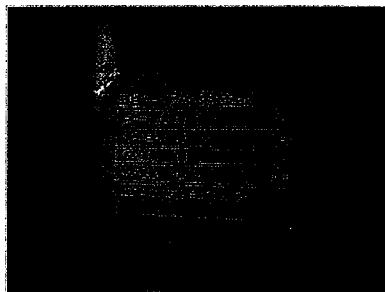
幼児用補助便座の設置



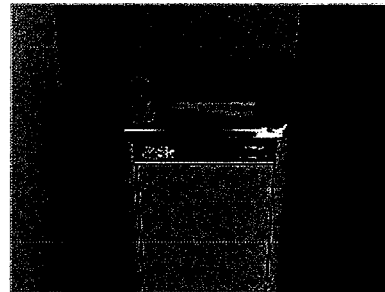
プロジェクターの無料貸出



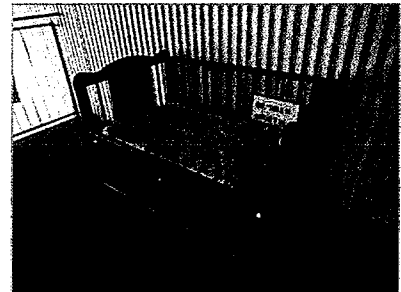
傘の無料貸出



有料コピー、有料ファックスサービス



ウォータークーラーの設置



ベビーベッドの設置

⑧ スポーツ用具等の貸出及び指導サービス

ニュースポーツ (バウンドテニス、シャッフルボード、ディスクゴルフ、カローリング、ペタンク等) の用具貸出しを随時受付します。またニュースポーツの普及と進行を図るため、利用方法の説明や指導をあわせて行います。



⑨ 地域・競技団体との連携

本会は、米子産業体育館の設置目的である「集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るため、鳥取県立産業体育館を設置する」を確実なものにするには、周辺地域や関係団体との緊密な連携体制の構築は不可欠であると考えており、体制確立に向けて総力を挙げて取り組んでいきます。

ア 周辺地域・関係団体との連携を進めます。 拡充

本会は、周辺住民の健康増進や地域活性化に向け、スポーツ教室等自主事業の拡充、地域の団体によるイベント開催の支援、地域ボランティアの登用等を通じて、住民とのふれあい、コミュニケーション交流に積極的に取り組みます。

関係団体と健康・スポーツ団体への運営支援や情報交流機会の拡充・イベント開催、祭事・清掃・環境保全等の地域行事への参画、展示会開催など多角的な連携を図っていきます。

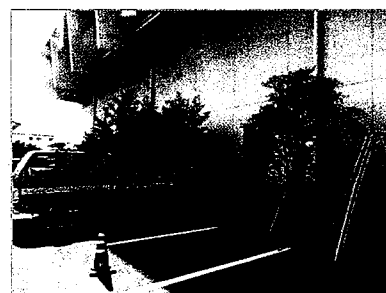
また、近隣の小・中・高等学校と連携し、総合的学習の時間における職場体験活動の受け入れや、実習の受け入れ、敷地内花壇をボランティア活動の場として提供し、地域の学校教育にも積極的に協力します。



福米西小学校町探検の様子



福米西小学校植栽体験



地元ナガトウ建設様による植栽管理
ボランティア

職場体験活動の受け入れ実績

年度	学校名	受入人数	事業名
令和元年度	米子市立福米西小学校	30名	町探検
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止		
令和3年度	米子市立福米東小学校	40名	町探検
令和4年度	米子市立福米西小学校	20名	町探検

年度	学校名	受入人数	事業名
令和元年度	米子市立福米中学校	3名	わくわく福米
令和2年度	新型コロナウイルス感染症 拡大の観点より、中学校より参加辞退の連絡あり		
令和3年度			
令和4年度			

イ 加盟団体との連携を強化します。 拡充

本会の加盟団体65団体（種目別競技団体：49団体、郡市体育協会：9団体、学校体育団体：7団体）に対して、各種スポーツ教室や研修会・講習会への指導者の派遣等を依頼するとともに、各団体の動員力等を有効活用することで、競技力向上と指導者養成の場としての協力、利用者数増加への方策などの協力体制を継続します。

ウ 地域への経済的な波及効果を高めます。 拡充

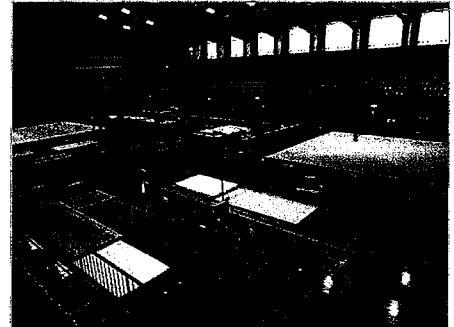
スタッフの県内からの雇用、県内事業者からの備品・消耗品等の積極的な調達、外部委託



業務の県内企業の活用、事業者の新たな市場の開拓に向けた取り組みのための展示会誘致などの具体的な取り組みを通し、県内経済活動の活性化に取り組めます。

エ 地域への社会的波及効果を高めます。 拡充

地域への社会的波及効果を高めるため、環境保全活動をはじめ、県民のスポーツ習慣・健康づくり習慣の定着や生活習慣病対策・介護予防事業を通じた医療費・介護費等の削減につながる事業に取り組めます。



オ 競技団体との連携強化を確実にいきます。 拡充

米子産業体育館の主たる大会を主催する鳥取県体操協会、鳥取県バドミントン協会等と連携を深めながら、大会運営をスムーズに進行して行えるよう、競技に精通した職員を配置し、大会等のサポートをしていきます。

⑩ 利用者の平等利用の確保

管理運営の方針としてもあげましたが、利用者の平等利用を確保することが指定管理者の最低限の資質であると考えております。そのためのマニュアルをはじめとしたシステムの確立と標準化を行い、職員の体制強化に努めます。

公の施設としての基本原則である平等利用の確保を遵守し、情報提供や事業展開についても十分な配慮と対策を講じることで、誰もが安心して平等に利用できる環境を創出し続けます。

⑪ 公平公正な管理運営

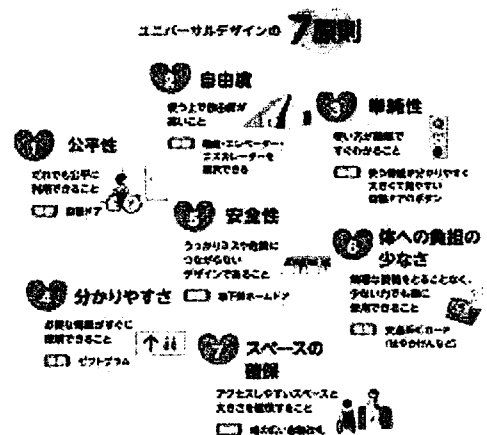
ア 鳥取県の管理代行者として、利用者の平等利用を確保するために、関係法令等に従い、提供するサービス・プログラム・料金等のソフト面や使いやすさ・安全性・館内案内等のハード面について、公平・公正な管理運営をします。

地方自治法第244条第2項「指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」の条項を遵守します。

ただし、「米子産業体育館設置条例」第6条から第9条に規定する行為等に抵触する利用者に対しては、利用の制限を行います。

イ 公平利用を確保するため、法令遵守とあわせて、年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、気軽にご利用いただける施設にして行きます。

そこで、ユニバーサルデザインの7原則に則り、誰にでも利用しやすい施設を目指したサービスを提供し、どなたでも利用しやすい環境を作ります。



⑫ 反社会的勢力への対応

公の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合は、利用を許可しないことや利用の制限を行います。

反社会勢力への対応	拡充	不当要求行為等対策責任者研修を受けた責任者を任命し、不当要求行為等対応マニュアルに沿って、施設職員が一丸となって適切な対応がとれるようにします。
	新規	公益財団法人鳥取県暴力追放センターの賛助会員となり、「暴力団排除宣言シール」を掲示し、反社会的勢力を抑止します。 (鳥取県暴力団排除条例)
	継続	改正暴力団対策法(平成24年10月30日施行)で禁止されている事項に抵触する恐れのある利用については、米子警察署に即時連絡し、警察と連携をとります。そして、警察の指導のもとで、利用を中止させるなどの適切な対応をします。

⑬ 利用促進の内容

誘致活動

- トップレベルの大会や合宿の誘致
競技団体や関係団体と緊密に連携
- 展示会の誘致
開催実績のある主催者に対して、定期的な営業活動
他施設での開催実績の情報を収集し、新規催事を誘致
- 興行系催事の誘致
興行系催事的主催者・関係団体等を定期的に訪問するなど、積極的な誘致活動の展開
- 広報宣伝
ホームページの更新をするとともに、スマートフォン対応ホームページでの掲載内容充実

満足度の高いサービスの提供

- 安全・安心の施設サービスの提供
外国人来館者や障がい者等に配慮した火災時等の情報伝達を目的とするデジタルサイネージの導入
- お客さまの情報環境の充実
館内のインターネット環境の整備
- 快適な利用環境の提供
 - ① 館内のWi-Fiの整備
 - ② コミュニティスペースの設置
- 海外からのお客さまへのサービスの向上
職員を対象とした語学研修の推進や、翻訳アプリを利用した接客対応の向上

⑭ 施設情報の積極的な公開

現在までに、スポーツ情報などを米子産業体育館ホームページに掲載、紙ベースでの広報誌の発行、地域や学校などヘチラシ配布などを行ってきました。

次期指定管理期間には、SNS（Facebook など）を積極的に活用し、さらに幅広いターゲットに向けて情報発信に取り組みます。

ア ウェブアクセシビリティに対応したホームページのリニューアル

本会が管理運営する各施設の現在開設しているホームページにおいては、スポーツ大会や各種教室情報を発信し、県民のスポーツ活動をサポートしています。

近年の情報機器の発展を背景に幅広い年齢層でインターネットへの接触率が高まり、高齢者や障がい者も含むすべての人を対象としたウェブアクセシビリティ（注）の適正な確保に注力し、「誰にでも使えるサービス」を常に目指します。

そのため、総務省が推奨しているウェブアクセシビリティに配慮し、どのような利用環境においても、お客さまに対して同じように情報が伝わり、情報を入手したり、サービスを利用したりできるよう、各ガイドラインや規格（日本工業規格（JIS X 8341-3:2016））を遵守した情報発信に努めます。



●ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開

ウェブ
アクセシビリティの
対策例

- 1 すべてのページに固有のタイトルを付ける。
- 2 画像の代替テキストを提供する。
- 3 半角カタカナや機種依存文字を使用しない。
- 4 音声読み上げに配慮したテキスト表記
- 5 使いやすくわかりやすいリンクの提供
- 6 文字サイズを変更できるようにする。
- 7 見出しなど適切な要素を用いて文書構造を規定する。

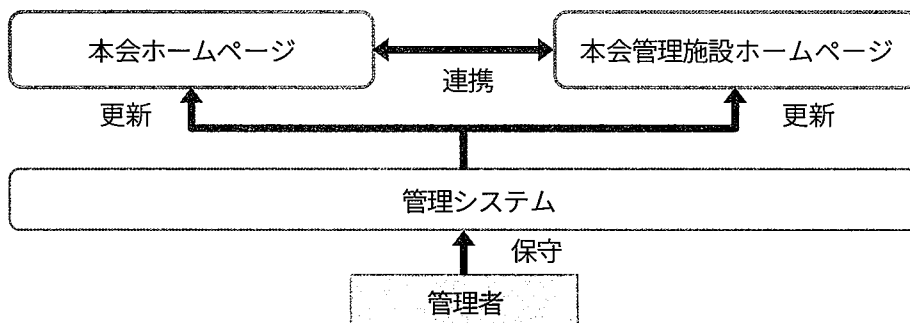
（注）ウェブアクセシビリティとは

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障がい者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します（総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年度版）」より）。

●ホームページの管理・運営

ホームページの保守において、管理施設サイトの横断管理を共通のCMS（更新システム）を導入しています。

本会及び管理施設のホームページ管理・運営



【実施中のセキュリティ施策】

- ①定期バックアップの実施／②ブラウザ等の脆弱性に対応／③権限管理の徹底／
- ④セキュリティ研修会の実施 ※過去10年の障害・事故0件

●ホームページの将来像

インターネットにおける最新の技術・Web サービス群より、特に公共スポーツ施設に適したものを採用し、施設利用のお客さまにとってストレスフリーな情報提供、サービスの向上に努めます。

●ホームページに今後導入を研究する事項等

広報誌等のデジタル化	● インターネット上での閲覧
ホームページの保守活動	● 随時アップデートされる OS やブラウザ等への対応促進
ネット会員事業の研究	● 教室やイベント等への申込がネットでできる機能の追加 ● 決済機能を研究する(カード決済等) ● 登録ユーザには定期的にメールを用いた最新情報の案内
検索エンジンの最適化	● 事業の告知・集客を促進するよう、直感的なワードを用いた検索で誘導できる施策の推進 ● 動画を用いたプロモーションの積極的な活用

イ SNS による情報提供・公開

施設の最新情報をいち早くお客さまに提供するために、SNS（Facebook・Instagram）を活用し、県民のみならずをはじめとした幅広い年代や県内外の方々に、米子産業体育館をより身近に感じただけのようにします。



Facebook の活用

ウ 紙ベースでの情報提供・公開の継続

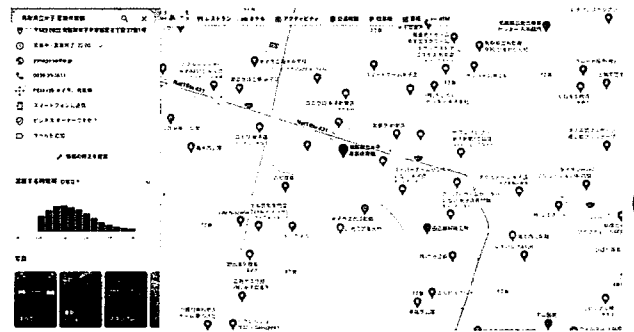
インターネットなどの扱いが苦手な方や高齢者や子ども向けに、チラシの配布や館内「情報コーナー」の設置など、紙ベースでの広報活動を継続して行います。



「情報コーナー」の設置

エ Google Map の適正な管理と運用

Google マップをホストとして管理することにより、セキュリティやプライバシーの制御を強化し、地図データの安全性を確保するとともに、お客様に対してロケーションベースのサービスや情報を提供し、収集したデータを利用者サービスの向上に活用します。

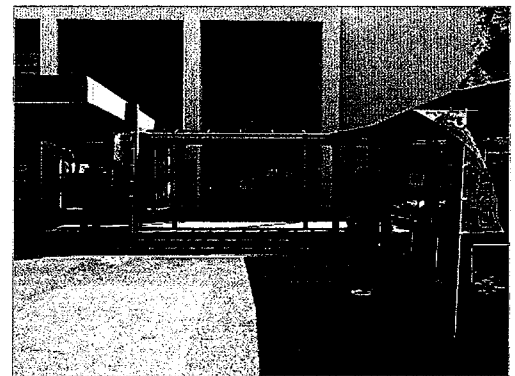


⑮ とっとり県民の日の無料開放

仕様書に従い、毎年9月12日のとっとり県民の日、9月の第2土曜日及びその翌日は無料開放とし、多くの方に利用していただきます。

なお、専用利用に当っては、ふさわしい行事を行う場合に限りします。

県民の日の趣旨を周知するため、のぼりの設置や掲示による広報を行います。



県民の日周知のため のぼりの設置

(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

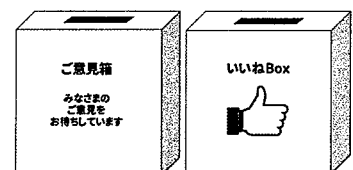
本会は、次期指定管理に臨むに当たり、ひとりでも多くのお客さまの生の声を収集し、お客さまのニーズに合わせた管理運営を行い、お客さま満足度の向上を目指します。

① 要望の把握方法

お客さまの声をより多く収集し、管理運営に反映します。

ア 「意見箱」、「いいね BOX」の設置

直接スタッフに申し出がない意見も、個人の特定せずに伺うことができる「意見箱」を設置します。また、管理運営の方針に対する好感度を測る指標として「いいね BOX」を設置します。巡



回のたびにチェックし、意見について速やかに検討します。

イ アンケートの実施

セルフモニタリングとして、アンケート調査（年4回）による意見収集を実施し、分析・評価します。結果は直ちに業務マニュアル等の運営改善に役立てるのはもちろんのこと、以後の事業計画の参考にするなど活用します。

ウ 年間調整会、月間体育館調整会によりお客さまの要望を把握し、利用計画の検討材料とします。

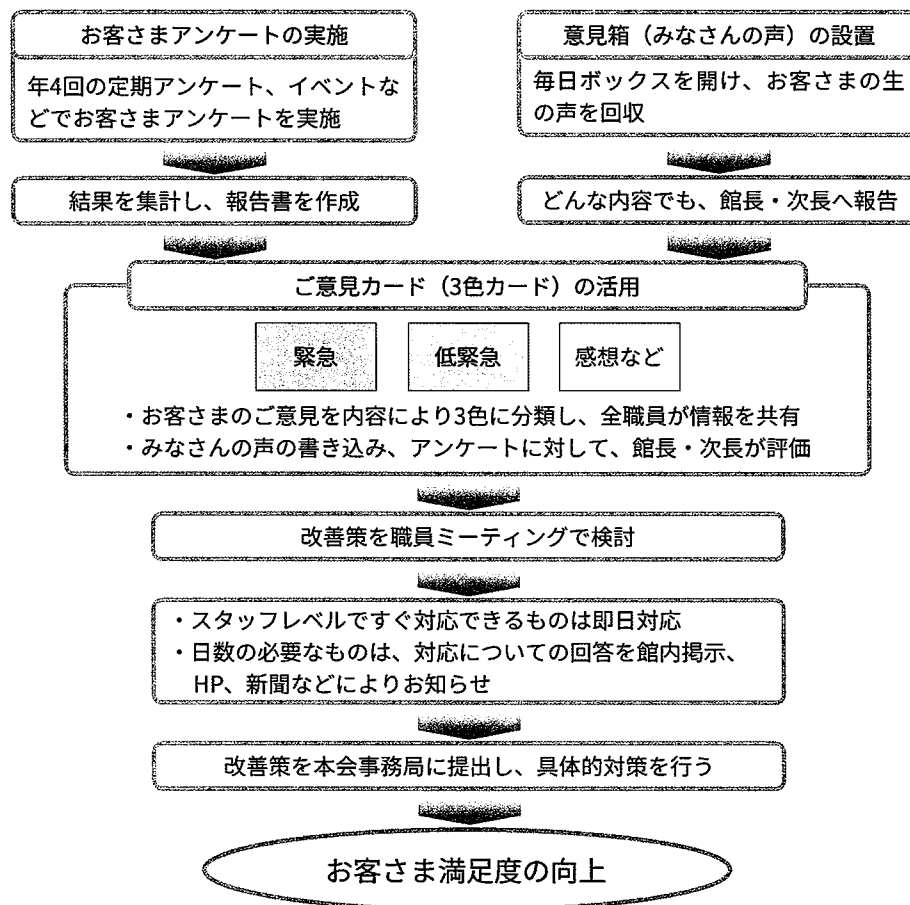
エ 相談窓口を設置し、さまざまな相談に応じます。

オ 職員が自ら施設を利用し、お客さまの立場に立った視点を持ち、接遇等の業務に役立てます。

② 要望への対応方針

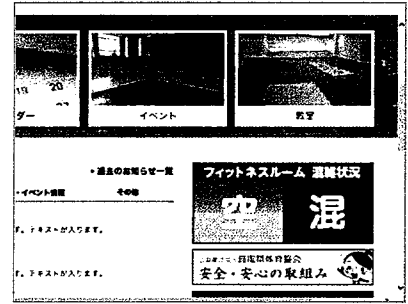
ア 要望に対する対応の流れ

寄せられた要望を分析・検討し、本会で対応できる要望と県との協議が必要な要望を分けた上で、以下の通り対応します。



③ 要望に対し即時対応した事例

- ・ランニングマシンに乗っている人が見える時計があると助かります。
→即時、時計の設置場所を変更しました。
- ・ロッカー使用中のまま帰る人が多すぎる。
→お客さまにわかりやすいよう、注意喚起のステッカーを作成しました。
- ・ホームページが見つらい。フィットネスルームが使えない日をわかりやすく表示してほしい。
→リニューアルしたホームページの運用開始



ホームページ上で空き状況が確認できます。

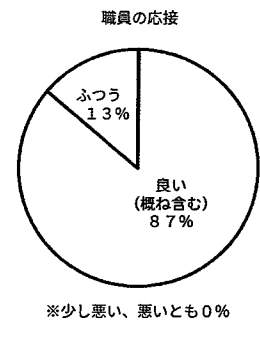
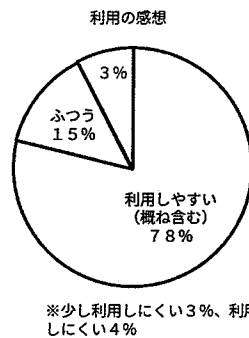
④ 施設利用者アンケート結果

令和4度「施設利用者」アンケート結果

半数以上のかたから利用しやすいという声をいただいています。

感想

- ・きれいに管理されている。
- ・席数が十分あり、良いと思います。
- ・来るのが楽しみです。
- ・今後も利用させていただきたい。

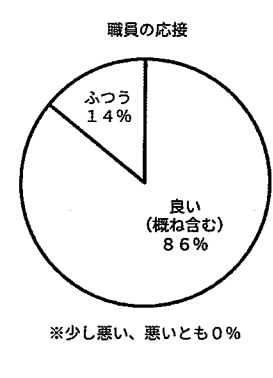
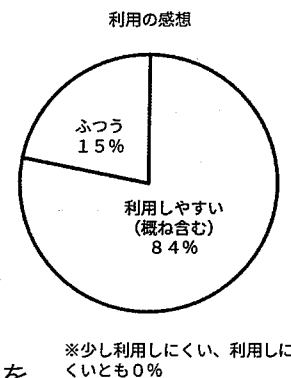


令和4度「教室参加者」アンケート結果

半数以上のかたから利用しやすいという声をいただいています。

感想

- ・教え方が上手でありがたい。
- ・丁寧な指導をしてもらっている。
- ・どんどん運動を続けていただけるので、楽しんでます。
- ・家では教えてあげられない跳び箱やマット運動を指導していただき感謝しています。



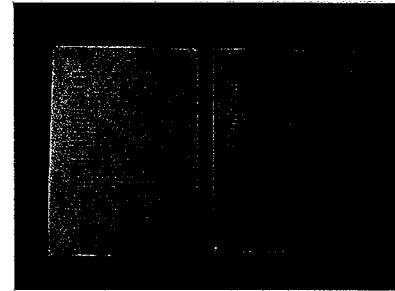
お客さまからの要望への対応

- ・寄せられた要望を分析し、指定管理者で対応できる要望と県との協議が必要な要望に分けた上で対応します。

- ・直ちに実施できる要望は、直ちに対応します。
- ・時間を要する要望には、理由と実現時間を掲示等で説明します。
- ・実施できない要望には、理由を掲示等で説明します。

お客さまからの要望への回答

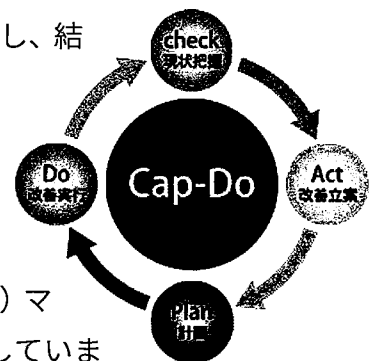
寄せられた「利用者の声」に対する回答は、館内のお客さまの目に届きやすい場所に掲示します。



⑤ モニタリングの活用

施設の運営について、客観的な視点をもったモニタリングを実施し、結果を継続的に運営に反映していきます。

事業目的の達成度を様々なモニタリングを通じ、総合的な視点で抽出し、改善していきます。



○モニタリングの実施

モニタリングについては、CAPD (CHECK⇒ACTION⇒PLAN⇒DO) マネジメントサイクルにおける「計画の確認」としての位置づけとしています。一連のシステムに沿って、モニタリングの結果を事業にフィードバックする仕組みを構築することで、管理運営の質に関する継続的な向上を図ります。

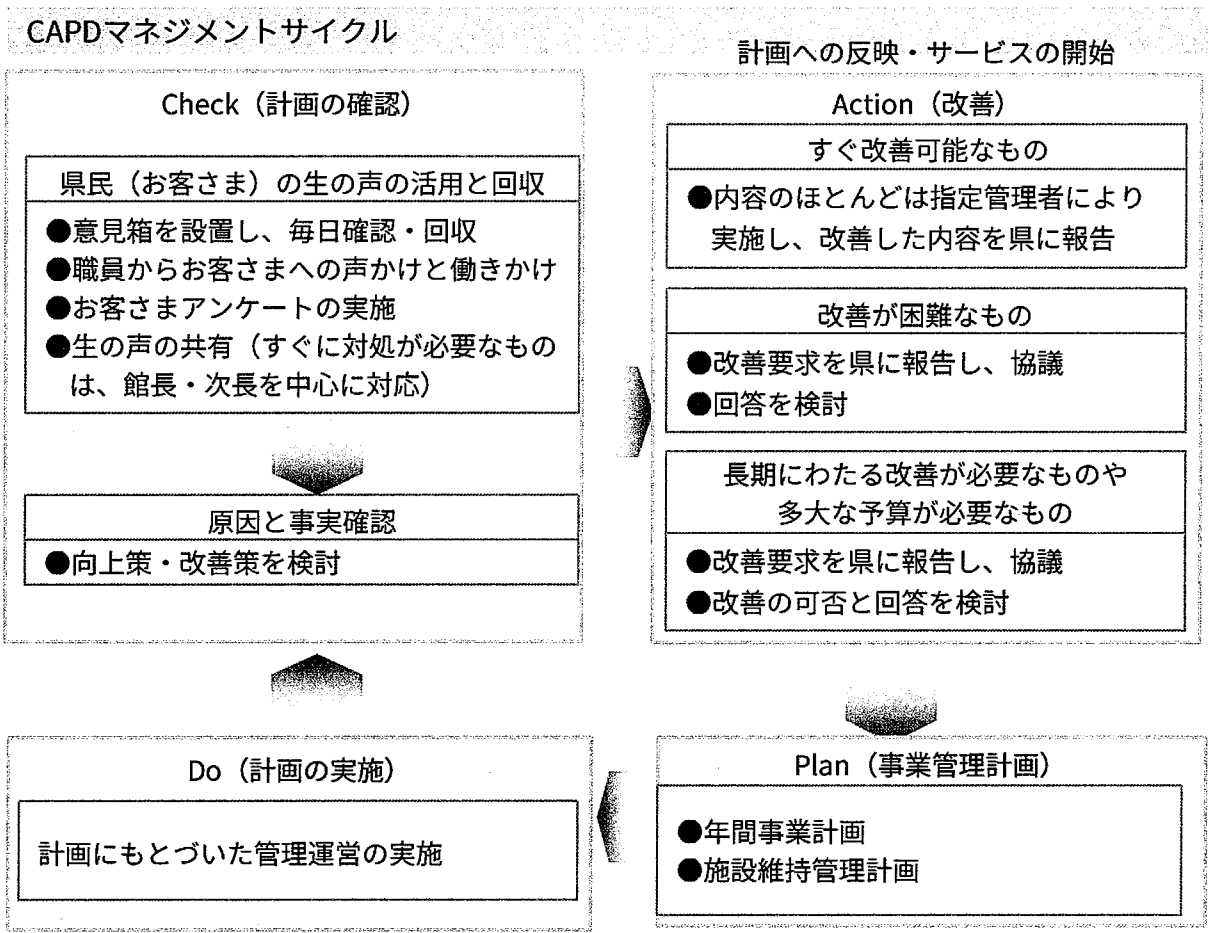
モニタリングの種類	実施回数	点検項目	調査対象
館内のモニタリング	1日に1回	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務の適切な実施 ● 業務内容の報告に間違いがないか ● クレームなどの処理をマニュアルに沿って適切に実施しているか ● 施設の異常の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日々のチェックシート ● 巡回巡視実施表 ● 業務日誌 ● 受付表の確認 ● 作業報告書
担当職員・館長のモニタリング	1か月に1回	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務の適切な実施 ● 業務内容の報告に間違いがないか ● クレームなどの処理をマニュアルに沿って適切に実施しているか ● 施設の異常の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 巡回巡視実施表 ● 業務日誌 ● 受付表の確認 ● 作業報告書 ● 集計データの確認
	1年に1回	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者としての日常業務水準の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己評価
県・事務局のモニタリング	1か月に1回	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務の適切な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 月末報告書 ● 業務報告書
	1年に1回	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務の適切な実施 ● 業務内容の報告に間違いがないか ● クレームなどの処理をマニュアルに沿って適切に実施しているか ● 施設の異常の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業報告書 ● 各種書類確認 ● 集計データの確認

○モニタリングの実施方法

鳥取県が実施するモニタリングに対して全面的に協力するとともに、指定管理者としてあるべき公共サービスの姿を実現するために、また本会の法人目的を達成するために、様々な手法でモニタリングを実施します。得られた結果は運営に生かすため、組織的に検討し、改善への道筋を具体的に計画を立て、実施していきます。

○各種事業計画の履行状況の確認

日常の業務報告書と月別の業務報告書を作成し、鳥取県に提出します。利用人数などの統計的な情報を含め、施設の管理運営状況を正確に報告します。



モニタリングの仕組み

